

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>厚生常任委員会会議録</b>			
日 時	平成16年6月21日(月)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時55分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、成田副委員長、大畠・吹田・斎藤(博)・中畑・高橋 各委員 (若見委員 欠席)		
説 明 員	市民部長、福祉部長、保健所長、環境部長、小樽病院事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要～

委員長

開議に先立ちまして、人事異動後初の委員会でありますので、各部局ごとに理事者の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、大畠委員、斎藤(博)委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、順次、これを許します。

「新しいサービスの利用状況と拡充について」

(市民)戸籍住民課長

新しいサービスの利用状況と拡充について、報告いたします。

まず最初に、本年4月1日より実施いたしました「新しいサービス」の利用状況について、報告いたします。

ご承知のとおり、新しいサービスは、住民票の写しの市内コンビニでの取次交付、それから市役所当直室での取次交付、それから住民票の写し及び戸籍謄抄本の高齢者等への宅配交付の三つがございます。

まず、市内コンビニ15店舗での取次交付でありますけれども、4月は103件、5月が48件、6月は18日現在で28件ということで、合計179件の利用となっております。

また、市役所当直室での取次交付については、4月が4件、5月が8件、6月は18日現在でゼロ件で、合計12件となっております。

次に、高齢者等への宅配交付についてでありますけれども、6月11日までに44名の方が登録されておりますけれども、交付の請求はまだ実績としてはございません。以上が利用状況であります。

続きまして、新しいサービスの拡充について、報告いたします。

まず、取次交付場所についてでありますけれども、経済部を通じての都通り商店街からの要望にこたえまして、来る7月1日から同商店街の顧客便利施設ふれあいプラザにおいても、取次交付を行うことといたしました。これによりまして、さきのコンビニ15店舗、それから市役所当直室のほか、当ふれあいプラザを合わせまして、市内17か所で取次交付が受けられることとなります。また、聴覚障害者、いわゆる耳の不自由な方々の団体からの要望にこたえまして、聴覚障害者の方に限り、電話ではなくて、ファクスによって取次交付の申込みを受け付けることといたしました。これにつきましても、7月1日から実施することとなっております。これらの拡充によりまして、若干ではありますけれども、市民の利便性が増すものと考えてございます。

また、市民への周知につきましては、今後広報おたる等を通じてPRしてまいりたいと考えております。以上が拡充についてでございます。

市といたしましては、今後とも新しいサービスの利用状況の把握に努めるとともに、市民の要望の把握に努めるなど、サービスの向上に努力してまいりたいというふうに考えてございます。

委員長

「小樽市次世代育成支援に関するニーズ調査の集計結果について」

(福祉)子育て支援課長

既にお手元に配付しております小樽市次世代育成支援に関するニーズ調査の集計結果について、報告いたします。

この調査は、昨年7月に公布されました次世代育成支援対策推進法により、地域行動計画の策定が義務づけられたところですが、計画策定に当たり、子育て世代の意向や生活実態を把握し、そのニーズを計画に反映させるために実施したものであります。小樽市におきましては、報告の1枚目にその概要を記載しておりますが、ゼロ歳から

小学6年生までの児童、1,770名を抽出し、1,198名の保護者から回答をいただきました。回収率は67.7パーセント、対象児童全体に対する割合は9.6パーセントであります。集計は就学前児童と小学生の質問項目が異なっているため、それぞれでまとめたものであります。集計結果につきましては、提出いたしました資料のとおりであります。保育サービスの利用状況と利用に当たっての要望、休日保育サービスのニーズ、育児に対する不安や相談など、子育て世代の生活実態や意向が計数的に示されているものと考えております。この結果につきましては、今月末に設置を予定しております小樽市次世代育成支援行動計画市民協議会にも提出し、さまざまな角度から検討を行い、行動計画に生かしていきたいと考えております。また、ニーズ調査にご協力をいただきましたPTA連合会、市内幼稚園、保育園にも配布するとともに、市のホームページにも掲載し、広く意見を求めてまいりたいというふうに考えております。

委員長

「ふれあいバスの利用状況について」

(福祉) 高齢・福祉医療課長

ふれあいバスにつきましては、4月から利用者に1乗車100円負担を導入しておりますが、現在までの利用状況について報告申し上げます。

中央バスでは、4月19日から4月25日までと5月17日から5月23日まで、各月1週間にわたって市内全域、全便にわたって調査を実施し、4月の1日平均は平日で1万746.8人、土日で7,141.5人、5月の1日平均では平日で9,948.4人、土日で7,324人というふれあいバスの利用状況の報告がありました。昨年6月に同社が実施した調査での、平日で1万8,031.5人、土日で1万763人というものと比較いたしますと、4月では平日で40.4パーセントの減、土日で33.6パーセントの減、5月は平日で44.8パーセントの減、土日で32パーセントの減となっております。しかし、昨年同月との比較ではありませんし、5月の調査時は天候不順などにより、利用者が少なかったものと思われる。中央バスの方から、6月に入って、ふれあいバスの利用者が増えているともお聞きしておりますが、6月の調査結果が把握できるのはこれからであり、さらに推移を見る必要があると考えております。

一方、市といたしましても、利用実態を検証するため、5月の中央バスの調査に合わせて、月曜日から金曜日の平日は全体の6.2パーセントに当たる702便、また土日は7.3パーセントに当たる288便に調査員を同乗させ、中央バスの調査結果を検証するため、確認調査をしたところであります。なお、JRバスの合計40便についても、同様の市の調査を実施しております。

今後は、中央バスでは9月まで毎月調査し、市は7月にも同様の調査を予定しており、詳細の分析結果などについては、改めて報告させていただきたいと考えております。

委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

(環境) 管理課長

平成16年5月6日開会の厚生常任委員会以降の北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について、報告いたします。

平成16年第1回臨時会が5月27日に開催されており、平成16年度北しりべし廃棄物処理広域連合一般会計補正予算及び工事請負契約についての2件が可決されるとともに、職員給与条例の一部を改正する条例の専決処分報告1件が承認されたところであります。

議案第1号の、一般会計補正予算の内容は、用地の取得についてであります。本市の今定例会に提案しております議案第14号不動産の処分のご審議をいただき、広域連合としては第2回臨時会を招集し、不動産取得議案のご承認をいただいた後に、本市と土地売買契約を締結する予定となっております。

議案第2号の、ごみ処理施設工事請負契約については、6月1日に消費税を含め69億4,050万円で日立造船株式会

社と締結いたしました。現在、日立造船と基本設計内容を協議中とのことでありますが、今後、土地造成工事に着手することとともに、11月以降には本体の基礎工事の着手に取りかかる予定と聞いております。その他、建設工事に係る委託業務関係については、全国都市清掃会議と今年度事業の技術指導業務を、日本環境衛生センターとは、ごみ処理施設建設工事に係る3か年の施工管理業務を委託しております。

委員長

「家庭ごみ減量化・有料化についての基本的な考え方について」

(環境)間淵主幹

このたび、本市の家庭ごみ減量化・有料化についての基本的な考え方をまとめましたので、報告させていただきます。

最初に、1ページに基本的な考え方の趣旨を載せておりますが、昨年8月に本市のごみ減量化推進方針を策定し、11月に小樽市廃棄物減量等推進審議会に家庭ごみの減量化施策とその方策としての有料化について諮問しましたところ、本年3月12日に同審議会から減量化の具体的施策と有料化はごみ減量化の有効な方策であるとの答申をいただきましたので、答申内容に基づき、市としての家庭ごみ減量化・有料化の実施に向けた基本的な考え方を取りまとめたものであります。この基本的考え方については、今後、広報おたるやホームページなどを通し、市民に広く周知を図りながら、懇談会などを開催し、ご理解、ご意見をいただきながら、具体的な取組を進めてまいりたいと思っております。

次に、内容についてであります。2ページに減量化目標を掲げてあり、平成14年度比較で平成21年度までに燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみを合計した家庭ごみ4万2,305トンと約26パーセント減量し、3万1,115トンとすること。また、資源物については、資源化拡大などによりまして、854トンと9.6倍の8,151トンとするよう努めてまいります。また、有料化の目的としましては、市民意識の向上によるごみ減量化の推進、資源化の促進、市民サービスの向上を挙げております。

次に、4ページの家庭ごみの減量化の取組についてであります。答申には、市民、事業者、市がよりいっそう連携を強めることにより、効果的に推進していくことが大切だとありますことから、市の主な減量化の取組としては、広報おたるや市のホームページなどを活用した減量意識の啓発に努め、資源物の収集品目拡大や収集回数を増やすことなどにより、資源化を促進するほか、段ボール箱使用の家庭でできる生ごみのたい肥化を促進します。また、次世代を担う子どもたちがごみ減量、リサイクルを学べるよう、環境教育の推進を行ってまいります。市民の取組としては、物を大切に使用し、できるだけ再使用に心がけ、ごみを出さない工夫をすることを基本に、資源物の分別や不用品の活用、買物袋や買物かごを使用してのレジ袋の削減や詰め替え商品などを使用することなどによる減量に取り組むこととしております。事業者の取組としては、リターナブルびんの回収やレジ袋削減への取組の工夫をするほか、包装の簡素化やリサイクルしやすい製品の作成に努め、エコ商品を導入するなどの環境に配慮した減量化施策に取り組むこととしております。これら、発生抑制、再使用、リサイクルなどの取組を、今後三者が連携をいっそう強めながら、包括的に詰めてまいります。

次に、6ページの家庭ごみの有料化についてであります。上段には家庭ごみを有料で、家庭で分別された資源物を無料で収集することは、ごみ減量化の有効な施策の一つであると考え、有料化の実施に向けた基本的な考え方をまとめたとあります。また、有料化による収入は、主に資源物の収集拡大や市民サービスの向上の経費に充てていくことといたします。

内容といたしまして、有料化の範囲でございますが、燃やすごみ、燃やさないごみについては有料で、資源物については無料で収集することとしています。なお、地域などのボランティア清掃については、無料で収集することとしております。手数料については、答申では、道内他都市の金額も考慮しながら、ごみの減量化に効果があり、かつ市民にとって大きな負担とならないものとするとしてありますことから、燃やすごみ、燃やさないごみは有料の指

定ごみ袋で出すこととし、手数料は1リットル当たり2円程度としております。指定ごみ袋の種類ですが、世帯の人数や構成員の年齢などにより排出量が異なることから、ごみの量に応じた指定ごみ袋の選択ができますよう、5リットル、10リットル、20リットル、30リットル、40リットルの5種類程度と考えております。また、木の枝や電子レンジ、ガステーブルなど、指定ごみ袋に入らないものはシール式のごみ処理券を張って出すこととし、1枚80円程度としております。袋の形についても、使いやすいよう、また燃やすごみ、燃やさないごみの識別ができるよう、他都市を参考にしながら検討してまいります。指定ごみ袋、ごみ処理券の取扱店は公募とし、スーパー、コンビニエンスストアなどで取扱いできるように検討してまいります。

次に、資源物の収集拡大であります。現在の6品目に加え、新聞、チラシ、雑誌を含めますが、雑誌、書籍、段ボール、菓子箱や包装紙などの紙類のほか、トレー、ポリ袋、シャンプー容器などプラスチック製容器包装、スプレー缶類の6品目を新たに収集することとし、収集回数も現在の月2回ないし1回の収集から、ペットボトル、プラスチック製容器包装は週に1回、その他の品目は2週に1回の収集といたします。また、勤務などの都合で決められた収集曜日に資源物を出せない方のために、資源物回収ボックスを市の公共施設や要望のありました町会などに増設を図っていきます。市民サービス向上施策としては、祝日に関係なく、月曜日から金曜日の指定日に収集することとし、冬の期間収集が困難となっている地区については、ごみが出しやすいよう、対応を強化してまいります。また、ごみの出し方が今後変わってまいりますので、住民の方が戸惑わないよう、周知に努めますとともに、ごみステーションでのごみ出し指導や地域の環境美化推進にご協力いただく方を地域からご推薦いただき、地域環境美化協力員として、委嘱する制度を創設してまいります。また、ごみ散乱を防ぐため、ごみネットなどの購入費を一部助成してまいります。

次に、不法投棄対策などの強化であります。不法投棄やルールを守らないごみ出しが増えないよう、監視パトロールの体制を強化するとともに、ごみ出し指導を行う指導員体制も充実してまいります。負担軽減措置などにつきましては、答申で手数料の減免は減量意識を弱めることも考えられるので、慎重に検討する必要があるとありますので、今後、懇談会でのご意見等をいただきながら、取扱いを検討してまいります。

最後に、実施時期であります。答申には家庭ごみの減量化と資源化の促進は、早急に取り組まなければならない課題であることから、早急に実施すべきものと考えておりますことから、平成17年4月家庭ごみの有料化の実施に向けて、今後の懇談会などを通し、市民、事業者の皆様からのご意見をいただきながら、具体的な取組の検討を行ってまいります。

委員長

「平成15年度小樽市温暖化対策推進実行計画の進ちょく状況について」

(環境)環境課長

それでは、平成15年度小樽市温暖化対策推進実行計画の進ちょく状況について、報告を申し上げます。

お手元の資料をご参照ください。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条の規定により、平成13年6月に策定したものであり、本年の本市の実行計画の削減目標は、資料の1、実行計画の削減目標にございますとおり、平成17年度に市の事務事業から排出される温室効果ガスの総排出量を、平成11年度に比べ2パーセント以上削減をするというものでございます。計画期間は、平成13年度から平成17年度までの5年間となっております。

平成15年度の総排出量の目標発生状況については、2、温室効果ガス総排出量の目標発生状況にありますとおり、温室効果ガス総排出量は削減目標1.2パーセントに対して、実績で15.5パーセント減となったところでございます。

また、率先行動の目標達成状況については、3、率先行動の目標達成状況にありますとおり、公用車燃料の軽油削減率が達成されておられません。紙の購入量、ごみの排出量、電気の使用量、暖房燃料は目標に達成しております。温室効果ガスの発生源となる活動源につきましては、資料の裏面に記載しております。

最後に、4、点検結果の評価と今後の取組についてでございますが、温室効果ガス別の排出量については、二酸化炭素が5,969.5トン減となり、15.5パーセント削減されており、これは昨年と同じく暖冬でありましたが、特に昨年は平均気温も高く、積雪が少なかったため、暖房の燃料使用量やロードヒーティングの電気使用料の削減に結びついたことが大きな要因と考えられます。また、メタンの1.7パーセント増は、自動車の走行量と下水処理量の増加によるものであり、一酸化二窒素の28.6パーセント減は、笑気ガスの使用量の増はありますが、廃棄物焼却処理の停止によるものであります。代替フロン1.4パーセント増は、カーエアコンの増加によるものであります。総排出量では、15.5パーセントの削減と17年度目標の2パーセントを大きく上回っておりますが、暖冬による影響を考慮しますと、目標値の見直しまでには至らないものと考えております。

日常業務及び施設管理等に関する率先行動については、公用車燃料の軽油のみ目標値が達成されておられません、軽油車の走行量約24万キロに対し、軽油消費量がほとんど増加していないことを考慮すると、率先行動はじゅうぶんに行われているものと考えております。また、紙の購入量、ごみの排出量、電気使用料、暖房燃料では、目標達成を継続しておりますが、今後も環境に配慮した率先行動の継続が求められているところでございます。

委員長

今定例会に付託された案件について、順次、説明をいただきます。

「議案第15号について」

(環境)五十嵐主幹

議案第15号工事請負契約について、説明申し上げます。

廃棄物最終処分場の浸出水につきましては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める法令に基づき、適正に処理し、放流しておりますが、平成14年3月29日、同省令の改正により、放流水の排水基準の項目に、新たにアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素が加えられ、平成17年4月1日以降、1リットルにつき、100ミリグラム以下に規制されることになりました。現施設の処理工程には、窒素除去設備が整備されておらず、同基準に対応するためには、本年度中の整備が必要であります。つきましては、今回この増設工事につきまして、請負契約を締結するものであります。工事名称は廃棄物最終処分場浸出水処理施設増設工事、契約金額は2億9,379万円となっております。契約の相手側は、大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号、クボタ・今岡・小杉共同企業体であり、代表者は株式会社クボタとなっております。

委員長

「議案第16号について」

(市民)戸籍住民課長

議案第16号町の区域の新設及び変更について、説明いたします。

おたる望洋パークタウンは、小樽市東南地域開発基本計画に基づきまして、昭和55年から開発が開始され、これまで約72ヘクタールが造成、分譲されております。現在、この区域の町名は、望洋台1丁目、2丁目、3丁目と付定されております。その後、当タウンの西側の未開発地域の造成が進みまして、いわゆる3の2工区の約14.53ヘクタールが、今年9月しゅん工の予定となっておりますが、当地区は、朝里川温泉1丁目、桜5丁目、潮見台3丁目、潮見台4丁目と四つの異なる町丁名の地区が互いに隣接し合っていることから、町名をこのままにしておきますと、今後入居される方々の日常生活や行政事務処理等の面で、相当な不便をおかけすることになるものと予想されます。したがって、当地区を包括的に表示する町名を付することが必要になるものと考えておりますけれども、その名称につきましては、当地域がおたる望洋パークタウンの開発コンセプトやそれに基づくまち並みを継承して造成されたものであるということから、この約14.53ヘクタールを含みます全体の約22.1ヘクタールについては、望洋台の名称を継承することといたしまして、具体的には望洋台4丁目を新設するとともに、望洋台3丁目を拡張するものでありまして、地方自治法第260条第1項の規定より提案するものであります。

委員長

「報告第2号について」

(環境)工藤副参事

報告第2号は、交通事故の賠償額についてであります。

平成16年3月19日午前11時ころ、環境部のごみ収集車が市内最上1丁目9番6号五十嵐日出夫さんの自宅家屋に衝突し、同家屋の一部に損害を与えました。この賠償額132万9,585円を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成16年4月28日に専決処分いたしましたので、ご承認をお願い申し上げます。交通事故防止に対する注意や指導は、機会あるごとに行っておりましたが、今後は事故防止の指導をよりいっそう強くし、再発防止に努めてまいります。

委員長

それでは、これより一括質疑に入ります。

なお、質問の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブの順といたします。

この際、私が委員席として質疑いたしますので、暫時、副委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

副委員長

それでは、暫時、委員長の職務を行います。

共産党の質疑に入ります。

-----  
北野委員

焼却炉並びにリサイクルの管理運営費について

最初に、焼却炉リサイクルプラザ関係について伺います。

まず、北しりべし広域連合の焼却炉並びにリサイクルの管理運営費についてであります。広域連合議会で市長でもある連合長が答弁されておりますが、この答弁をどう認識しているか、最初に説明してください。

環境部長

連合長答弁をどう認識しているかということでございますが、これにつきましては、広域連合議会の中で連合長から今回示された維持管理費の見積書の内容と申しますのは、いわゆるプラントメーカーからの維持管理費の高騰化に歯止めをかけることを目的に設定をしたものであるという点。それから、その維持管理の業者については、管理運営に必要な業務として運転管理業務と維持管理業務がありますけれども、その体制については、直営、それから一部委託あるいは維持管理も含めた包括的な委託、またこの委託の契約方法も単年度、複数年度、こういったような委託もそれぞれ考えられますけれども、これについては今後検討してまいりたいと。また、焼却施設の設備には、企業のノウハウも含まれ、その運転管理や維持管理が容易であることから、当初から日立造船を度外視することは難しいというふうには考えている。なお、その焼却施設の維持管理における地元企業の単独参入については、灰溶融設備もあり難しいというふうにお答えをしておりだと思っております。

なお、再質問の中で、広域連合の事務局長から、プラントメーカーから示された上限保証値、これについては、既に業者も日立造船の方に決まっておりますけれども、今後この上限保証値をさらにそのまま使うということではなくて、なおかつ精査をさせながら、それを下回るような維持管理費で管理運営を行っていきたいということも述べられておりますけれども、小樽市といたしましても、こういった答弁の趣旨を基本にしなが、やはりこの広域連合に対して、財政負担をしていかなければならないと。また一方で、小樽の桃内という地元に建設をするわけでございますので、この施設管理の運営が適切に行われるよう、今後、広域連合と維持管理の在り方については詰めていききたいと、このように考えております。

北野委員

北しりべし廃棄物処理広域連合議会でも今の説明でも、心配な点が払しょくされていません。我が党は、管理運営費が高くつくという危ぐを表明しています。そのわけは、繰り返しませんが、プラントメーカーが落札をするために安く札を入れるわけですから、その落ち込み分を管理運営費の中で10年、15年のサイクルで元を取り戻すということが常識になっているわけです。この点については、明確ではありませんけれども、北しりべし廃棄物処理広域連合が行った委員会の報告の中にも、管理運営費が高くつく。これは次世代型であろうと、従来型であろうと、そうだという危ぐが表明されているぐらいです。それで、こういう危ぐをどのようにして防ぐのかということがあるわけですが、皆さん方の言っているのは、焼却炉の15年間の管理運営費は50億円以内というふうにおっしゃっていますけれども、その程度でプラントメーカーの意図を抑えるということができるといふふうに判断しているのか、お答えください。

環境部長

先ほども申し上げておりますけれども、この維持管理経費の問題につきましては、この中身ということが私はきちんと整理をしていかなければならないというふうに思っております。50億円といたしますのは、これは7社のプラントメーカーの中央値を採用し、まずそれ以下であらねばならないというところでの保証値であるのです。だからといって、そのまま50億円がそのまま通用するものではなくて、この業者から、これから改めて維持・管理計画といったものを具体的に提出をさせる。例えば、電気料だとか、あるいは薬剤費だとか、いろいろなさまざまな維持経費が出てくるだろうと思います。また、その50億円に含まれていない、いわゆる人件費とか、こういったものもございまして、そういったものをきちんと精査をして、そしてできるだけわかりやすい形で議会やまた広域連合議会に示しながら、この金額といったものを設定していくことが必要だろうというふうに私は思っております。

北野委員

環境部長、私も素人だけれども、あなただって素人なのです。だから、精査するといっても、けっきょくプラントメーカーなり、その同系会社と入札でやるか随契でやるかわかりませんが、出してきたものを精査しようがないのではないかとこのように思うのです。

それで、最大の問題は、今、答弁にあったように、50億円を限度だというふうにしたのは、7社のプラントメーカーが皆さんの要請に応じて出してきた、その中ぐらい、平均をとって50億円としているわけでしょう。このこと自体が、北しりべし廃棄物処理広域連合の側あるいは小樽市の環境部も入った中で、主体的に50億円というふうに限度額を設定していないのです。プラントメーカーが出したものの平均が、中位をとったというから平均かどうかわかりませんが、それは最大と最低を外して、そして中位をとっているわけですから、もうそのこと自体がプラントメーカーのペースなのです。だから、プラントメーカーが談合して、50億円と言っているから、そのあたりで出そうというふうにはしていますけれども、実際にプラントメーカーの言いなりのそういうペースで、これから事が進められるのではないかとこの危ぐがあるのです。これをそういう言いなりにさせないという保証はあるのか。その点について、お答えください。

環境部長

確かに、北野委員がおっしゃいますように、この維持管理費については、例えば5年ごとに行うような大規模な改修だとか、いわゆるその運営上の問題だとかを含めまして、確かに北しりべし廃棄物処理広域連合の中では、完全に捕捉しえない金額が私はあるかと思えます。しかし、そのほかに例えば薬剤費だとか、日常点検あるいは法定検査にかかる経費だとか、しかし、これは同時に私どもとしても把握ができる数字であります。それから、今これから基本設計、実施設計に取りかかるわけでありまして、この作業を通しながら、できるだけ人件費といいますが、人手がかからないような効率的な施設にしていく。こういったこともじゅうぶん協議をしていかなければならないのです。そういった意味では、わかる範囲については、きちんと市の方のいろいろなさまざまな単価を

参考にしながらやっていきますが、わからないものについては、各都市の事例だとか、実際の運転実績、そういったものを勘案しながら、私どもとしては抑えていかなければならないと思っています。いずれにいたしましても、この維持管理につきましては、まだもう少し最終的なものを決めるまでには若干時間がございまして、さらに中身を、今後、北しりべし廃棄物処理広域連合と関係市町村の中でじゅうぶん詰めていかなければならないと、このように考えております。

北野委員

そういうことですが、今、維持管理費の50億円に入っていない人件費を抑えるということもおっしゃいましたけれども、けっきょくこの管理運営は、灰溶融の難しい問題があるから、地元企業ではできないというふうに明言しているのです。そうすると、けっきょくプラントメーカーの下請あるいは同系会社の非常に賃金の高い技術者が何人も入ってくるのです。そういうところに委託せざるをえないということが、この50億円のほかに、今一番心配されるのです。地元企業はそういうノウハウがないというふうにおっしゃいますけれども、まず灰溶融で1,500度ぐらいに、あるいは1,500から1,800度ぐらいの高温で出て落ちた灰をどろどろにして溶かすと。それを水の中にどっと落とすと。そして細かい粒子にして、含まれる重金属を閉じ込めると。原理としては極めて簡単なのですが、何で灰溶融が地元企業が請け負えない難しい技術なのですか。

(環境)五十嵐主幹

今の件なのですけれども、いわゆる溶かして水に入れて粒子状にすると。単純に言えば、そういう内容でございますけれども、温度管理だとか、それを総合的に制御するだとか、そういう面で難しい面があるやに聞いております。

北野委員

それだけかい。けっきょく電気式でプラズマで、プラスとマイナスで高温を発生して、そして1,500度から1,800度の、言ってみれば、炉の中をその温度にして、そして灰を溶かして、溶岩というか、ガラスの液体のようにして、それを水の中に入れたら小さい粒子になるというのでしょうか。どこのメーカーもそうなのです。それが何で難しいのか私かわからないから、どういうふうに難しいのかをまず説明してほしいということなのです。今の答弁では納得いかないですね。

環境部長

私も、実は詳しくは内容を聞いておりませんが、灰を溶かすということにつきましては、非常に高温の炉を管理をしていくということに尽きるのではないかなと、私は思っております。それは、たしか1,200度とかそういう高い数字です、間違っているかもしれませんが、通常のポンベよりも相当高温を維持し、そしてその入ってきたものをどの程度まで、それを溶かすと言いましても、それがどういう状態にまで溶かすということなのか、溶ければいいのかと、そういったようなさまざまなノウハウといったものがあるものですから、そういったことでの難しさがあるのかというふうに思っております。詳しくは、また北しりべし廃棄物処理広域連合の方から、そういう部分では説明したいと思っています。

北野委員

私がこのことを聞くのは、コンピュータ制御で全部温度管理はできると。だから、皆さんの話を聞いていたら、炉の中の温度を何か温度計が何かが表示されてはかって、そして手動で何か操作するから高度な技術を持っていないからできないように聞こえるから、そんな原始的な設備ではないというふうに私は聞いているものですから、コンピュータ制御だと聞いているものですから、だからなぜ地元ができないような難しさがあるのかということなのです。これは、今、部長がおっしゃったから、後で詳しく説明をしてください。

そこで、先ほど指摘した人件費が高つくことについて、どう防ぐというふうに考えられていますか。

環境部長

前回の北しりべし廃棄物処理広域連合議会の中で、広域連合長から答弁しておりますのは、いわゆる地元企業の単独参入ということについては、これは難しいということであって、やはり委託をこれからする、委託をもしるとすればですが、進めるに当たっては、北しりべし廃棄物処理広域連合も私どももできるだけ、まず地元を何とか活用できないのかと、こういったものがやはり重点的な要素になろうかなというふうには、これは思っております。また、運転管理計画の中にも、例えばモデル案で示された焼却施設の33人であれば、そのうちいわゆる地元からの雇用、こういったものは6割ぐらいは可能ではないかと、こういった報告などもございます。そういった意味では、単にプラントメーカーのみに維持管理の案を出させるのではなくて、そのプラントメーカーが考えていることに対しては、私どもとしては、一つ一つ検証をしながら、地元企業なり、あるいは地元雇用といったものを推進していく立場で、検討を加えていきたいというふうに思っております。

北野委員

抽象的でよくわからないのですが、私は人件費を抑えるというのであれば、スタート直後は一定期間、運転が軌道に乗るまで、これは技術者は必要かもしれませんよ。しかし、一定期間済んだら、最小限の人数で、高い給料をもらう人は1人なら1人にして、あとは全部お引取り願うと。そして、地元の人を採用すると。このためには、いわゆる管理運転に当たる会社に、プラントメーカーのそういう技術者を入れるなどということではありませんけれども、やはり新しい地元も入った会社の設立を求めると。今地元企業ではないというのだから、そういう形は考えられないのですか。

環境部長

今の方式につきましては、恐らく下水処理場で管理だとかということの話だろうと思しますので、そういったことも私どもとしては選択肢の一つではないかと、このように思っております。

北野委員

私も下水道処理場のストーカ式を見たけれども、そこでは灰溶融というのがないわけですから、灰溶融を処理するノウハウがないということは、私も納得いきます。ですから、地元企業を設立させて、そして費用を安くしていくと。人件費が相当な金額になると思いますから、このことはぜひ検討していただきたいと要望しておきます。

ダイオキシンを含む飛灰、灰溶融に含まれる重金属について

次は、焼却炉から出るダイオキシンを含む飛灰、それから灰溶融の中に含まれる重金属についてお尋ねします。まず、焼却炉関係の排出物質の埋め立てる基準、これは焼却炉ばかりではないと思うのですけれども、この埋立基準、法的な基準について説明してください。

(環境)五十嵐主幹

焼却炉から出ている焼却灰、燃えがら、それからバグフィルターで細かくしました集じん灰の埋立てに係る処分、基準と申しますか、それについてでございますけれども、まず燃えがら、焼却灰、これにつきましては、ダイオキシンの判定基準というのがここに出ております。その中で、この基準に適合した場合、一般廃棄物として埋立てが可能になります。例えば基準に不適合の場合、ダイオキシン含有量3ナノグラム、その場合にはダイオキシン類対策特別措置法、これによってダイオキシン類の基準に適合するよう処理しまして、この結果、ダイオキシン類の判定基準以下であれば、一般廃棄物として埋立てが可能であります。それから、ばいじんの方でございますが、集じん灰でございます。これにつきましては、無条件で特別管理一般廃棄物ということになっております。ですので、特別管理一般廃棄物の処理基準というのがございます。それは環境大臣の定める方法で処理いたしまして、その結果が重金属の溶質基準をクリアしていれば、一般廃棄物として埋立処分が可能になります。ダイオキシンについても、ダイオキシン類含有基準以下となるように処理いたしまして、その結果、含有量が基準をクリアすれば、一般廃棄物と同様に管理型の処分場、すなわち桃内の処分場に埋立処分することになっております。

灰溶融の方は、重金属類の基準というのをございませぬ。ダイオキシン類についてだけありまして、ダイオキシン類が基準以下であれば、一般廃棄物として埋立処分できるということになるのです。

北野委員

疑問が二つあるのですが、一つは後段で言った灰溶融で、いわゆるどろどろにして水の中に入れて、粒子状にして重金属を閉じ込めるから埋め立てても心配ないというのだけれども、その重金属類の埋立ての基準がないというのだったら、これはどういうことになるのか。これが一つ心配です。それから、ダイオキシンの説明と、それから飛灰の説明があったわけですけれども、我々の認識では、飛灰の中にダイオキシンが付着しているということで、最終的にはバグフィルターで抑えたその灰を取り除いて、そして基準以下かどうかを確認して、そして埋め立てるということでしょう。だから、ダイオキシンそのものが、いわゆる物質であることはそうですけれども、しかし目に見える形でダイオキシンを直接埋め立てるということではないと思うのです。飛灰と一体となっていると思うのです。それを固化して埋め立てるというふうに説明を聞いているのです。ですから、その2点について、まだまだ埋立基準をクリアすればいいという説明ですから、そのところをもう一度説明してくれませんか。

(環境)五十嵐主幹

まず、先ほど言った燃えがらの焼却灰、灰溶融した部分なのですが、いわゆるガラス固化と申しますか、二酸化けい素にダイオキシンを封じ込めると。それで、ダイオキシンが溶出しなければ、当然通常の一般廃棄物と同様な埋立処分ができるということです。これについては、当然ながら、一般廃棄物を焼却するわけですから、その中に窯の中でダイオキシンが熱でもって発生すると仮定しましても、要するにバグフィルターで捕集した。順序が今前後しましたので、焼却灰の方から、まず言います。

焼却灰につきましては、まず法律的にダイオキシンが基準以下であれば、通常の一般廃棄物と同様な埋立てをしてもいいという形で法律で規定されております。それから、先ほどの繰り返しになりますが、ばいじん、いわゆる飛灰だとか集じん灰、これについては、そのもの自体が法律で特別管理一般廃棄物ということで規定されております。それで、当然ながらそれはダイオキシンなり重金属を基準以下に下げれば、一般廃棄物と同様な埋立処分をしてもよしいという形の法令のつくりになっています。それで、今回の焼却炉については、ばいじん、それについてはキレート処理をして、そして重金属類が溶出しないように。

北野委員

ダイオキシンでしょう。

(環境)五十嵐主幹

ええ、ダイオキシンも重金属も溶出しないように、キレート処理で封じ込めるという形で無害化するといいますが、基準以下にして埋め立て処分するのです。そういうことになります。

焼却灰の方については、今言ったとおり、灰溶融でもって基準以下に下げて、ガラスの中に封じ込めて、溶出しないようにして管理型の埋立処分場、すなわち桃内の処分場に埋立処分するということになるのです。

北野委員

主幹の話は自分で前後しているというから、本当に前後していきなりわかりづらいのですけれども、要するに焼却炉の中で850度以上でごみを絶えず高温で連続して燃やせば、ダイオキシンは最小限に抑えられると。なくなるということではないのです。しかし、これも850度以上ですから、そのまま煙筒から出すわけにはいかないから、熱を下げるわけでしょう。300度から650度ぐらいになれば、化学的にダイオキシンが再結集するのです。それを薬品で処理して、あるいはその前にバグフィルターで灰を外へ出さないようにすると。そういう二重の言ってみればハードルを設けて、0.1ナノグラム以下にすると。連合の方は0.05ナノグラム以下ということを行っていますけれども、それは平均値であって、それよりも高い数値だって考えられるわけです。最悪でも0.1ナノグラム以下にしなければならぬと。だから、温度を下げて、ダイオキシンが再結集する、それを薬品とバグフィルターで処理するわけですか

ら、先ほど来聞いていると、あなたはダイオキシンそのものが何か特別手だてをとるように独立したものとして答弁していますけれども、私の理解は、広域連合をくぐった段階では、飛灰の中にくっついているから、その灰をきちんと処理するというふうに説明を聞いているわけです。だから、それが基準値以下であれば、埋め立ててもいいということだというのがあなたの説明だと。

それからもう一つは、重金属については、埋立ての基準がないから、要するに溶岩みたいなものを水の中に入れて、小さな粒になれば、そのまま埋め立てて構わないと、こういうことなのです。私の心配は、それにしてもダイオキシンあるいは重金属、カドミウムとか鉛とか、こういうものが最終処分場に埋め立てられるわけですから、そこから将来にわたって、重金属なりダイオキシンが表に出て、それで地下水あるいは土壤汚染にならないかと、そういう心配はないのかということを知っているわけです。改めて聞きたいと思います。

(環境)五十嵐主幹

今、ダイオキシンが法律でいう基準以下に処理した後に、管理型の埋立処分をして、それでも不安があるのではないかというようなご質問かと思うのですが、要するに、性能発注のときに法律の基準よりも、先ほど言いましたとおり、0.1ナノグラムだとか、そういう形での性能を保証するような形で発注、当然それは必ず守れという形で発注しておりますので、そういう形の中では問題ないかというふうに考えております。

それから、先ほどばいじん、飛灰等につきまして、バグフィルターで補足しました、いわゆる飛灰といいますが、そういうものにつきましては、キレート処理する前に温度が当然下がっていく話の中なのですが、その中で酸素を使わない、窒素ガスを入れた中で、だいたい450度ぐらいで蒸し焼きにするような操作、加熱脱塩素装置というものもその中にあるやに聞いておりますので、その中でいわゆるダイオキシン類が、例えば0.25だとか、0.1だとか、そういう形で保証されるような形で今回の焼却炉が計画されておりますので、埋め立てする段に当たって、法律の基準以下、一オーダー下がるようなオーダーで埋め立てするのであれば、法律で保証している中の範囲よりももっときつい要件で発注しておりますので、問題はないかなというふうに考えております。

北野委員

私が聞いているのは、埋立基準はクリアするというを前提にして、それにしてもダイオキシンなり、重金属を埋め立てるわけですから、それが10年、15年、20年後に漏出して、地下水、あるいは土壤汚染にならないかと、そういう心配はないのかということを知っているのです。

その答えの前に、保健所長に伺いますけれども、鉛とかカドミウムという有害物質を含んだものを人間が何かを媒介して食べたり、魚を食べたり、水を飲んだり、そういう場合、どういう被害が出ますか。

保健所所長

言うまでもなく、いろいろな健康被害が生じてきます。今の問題は、私もかつて東京にいるとき専門家に聞いたことがあるのですけれども、漏出して、将来的に半永久的に大丈夫なのかと、そういう次元ではもう恐らく無理。やはり年限がある。最終的にそういったものが漏出して人間に健康被害を及ぼすということは、将来的にも恐らく課題として残っていくことだろうと思います。

北野委員

所長が今おっしゃられましたけれども、水俣の場合は水銀です。それは魚を通じて人間が食べて、ああいう水俣病という大変な被害を人体に与えたわけなのです。だから、その基準値以下であっても、漏出して、それが水とか何かに媒介して、魚とかその他海藻類を人間が食べていった場合、体内に入ったら、凝縮して濃度が濃くなるのです。そういう心配が、既に公害裁判その他で常識として実証されているわけなのです。だから、基準値以下で埋め立てるから心配ないというのは、これは今はいいかもしれませんが。法にかなっているから、何も文句がないのだといって、ダイオキシンなり、重金属、鉛、カドミウムなどをどんどん埋め立てていくと。しかし、長期間にわたって、それがもし出た場合、どういうことになるのかという、ここまで北しりべし廃棄物処理広域連合の方は考え

ていないのです。ちょっとこれは無責任だと思うのです。ダイオキシンだって、当初は科学者だって予想しなかったのです、ごみを燃やしてダイオキシンという有害物質が出るのは。しかし、実際に有害だという物質が、処理場から出る有害物質は、ダイオキシンとか、鉛とか、カドミウムとかわかっているのです。基準値以下だから埋め立てて何でもないと。将来どうなのかという、そういう心配については、何の対策もとっていないというのは、私はおかしいと思うのだけれども、環境部長、どう思いますか。

環境部長

今、北野委員のおっしゃっておりますのは、確かに環境保全上の原点の問題だというふうに思いますし、また私も、今私どものやっていることで、まだいわゆる未知の物質なり、そういったことがやはり心配な部分であろうかというふうに考えます。ただ、今私どもが言えることは、先ほど五十嵐主幹からも言っておりますように、現在の法制でクリアできればいいという問題ではないわけですから、当然全道的にも全国的にも、今回の北しりべし廃棄物処理広域連合でつくる施設につきましては、さらにそれよりももうワンランク高い処理目標値を持って、ダイオキシンなり、あるいは重金属なりの数値基準をクリアというところを図っていかなければならないと思います。そういった意味では、先ほどのただ単に重金属が出る出ないだけではないですけれども、これはやはりきちんとした重金属の漏出の基準、漏出の試験といったようなものを作って、それをクリアをした中で、これからどうしていくべきかと。現在の桃内の処分場につきましては、下に遮水シートというものを入れまして、5層構造という形なのです。基本的には、土壌汚染がないような構造、設備をしております。また、ここから生まれまして浸出水につきましても、これも定期的に検査をしながら、その重金属の漏出の状況というものもきちんと把握をしていかなければならないと。万一のことがあったときには、その場合のその適切な対応策についても、今後検討していく必要があるというふうに思います。

北野委員

五十嵐主幹に伺いますけれども、例えば伍助沢を閉鎖すると何年間そこからの排水を検査することになるのですか。

(環境)五十嵐主幹

何年間という定まったものはございません。ただ、今、処分場から汚水、浸出水が出ますので、これのBODとか、CODとか、そういうものを定期的に毎月検査しておりますので、その結果がいわゆる技術基準というのをございまして、それが何年間か何ppm以下になれば、もう処理しなくてもよろしいという状態になれば、廃止するという形になります。それで、今、伍助沢の処分場については、相変わらずCODというのが少し高いものですから、継続して水処理をしております。

それから、今、部長が答弁したのですが、埋め立てるときの基準値のクリアという中で、うちの方は遮水型の処分場で、それから地下水も放流水もダイオキシンも含めて重金属類も当然それに対する基準が、放流基準というものもありますし、それから地下水にもこれを守らなければならないという基準がございますので、毎年重金属類、ダイオキシン類は、きちんと水質検査しまして、監視している状況でございます。

北野委員

けっきょく、今説明を聞いていても、最終処分場が閉鎖すると。これは後で聞きますけれども、閉鎖して、そして何年間かは浸出水を検査してBODなりCODが基準をクリアして、以後は別に水処理しなくてもいいというふうになったら、それで終わりなのです。しかし、ダイオキシンなり鉛とかカドミウムは、埋め立てたままになっているわけですから、私この話をしましたら、何か3重とか、5重の層になっているから心配ないというけれども、その上に土砂を積み上げていく形をとっているわけでしょう。そこから、将来どういう形で最終処分場が再利用されるかはわかりませんが、浸出水はもう2年とか3年たつてBOD、CODが何でもないといったら、もう検査しなくなるわけですから、その後どうなるのかということが、法的には何の保証もないのです。ごみを燃やし

てダイオキシンが出るということは、だれも予測しなかった、そういうことと違って、有害物質を国の決めた基準以下にして埋め立てると、こういうことをやるわけですから、その結果が後世に禍根を残すということのないように対策をとるのは、私は当然だと思うのです。その対策が全くないということだから心配なのです。これについては、今すぐ、あなた方にどうこうしろというわけにはいきませんから、市長とも相談されて、この最終処分場に今からわかっているダイオキシン、鉛、カドミウムが埋め立てられるのははっきりしているわけですから、この対策を将来にわたってどうするのか、これはきちんと対策を立てていただきたいということを要望しておきます。

ごみの有料化について

最後に、ごみの有料化について伺いますが、予算特別委員会でも大いに議論された件ですが、その上に立って再度整理して、有料化の金額並びに用途について説明してください。

(環境) 間淵主幹

それでは、最初に有料化の金額の2円程度という設定でございます。この2円程度につきましては、今回の予算特別委員会の中でも答弁いたしてございますけれども、道内他都市の例を参考にしながら、また、ごみ減量化に有効であるということと、それからまた、大きな市民の負担とならないように、そのような中からこの2円程度というものを参考にいたしまして、現に、今14市が実施してございますけれども、そのうち10市が2円ということやってございます。そんなような状況を見ながら、2円程度ということで決めさせていただいたものでございます。

次に、歳入と歳出との関係でございますけれども、今回の予算特別委員会の中でも、その差1億1,100万円についての用途について、ご質問がございました。これにつきましては、現在、資源化の拡大と、それからごみに関する市民サービス向上施策というものを挙げてございますけれども、これはまだ私どもの考え方でございまして、今後この基本的な考え方を基にしまして、市民との懇談会、また、事業者、町会等のやりとりの中から、さまざまなご意見、ご要望等をいただくものと考えてございますので、もし新たな拡大をする必要があれば、まずはこちらの方の費用に充てられるものと考えてございます。

また、部長の答弁等もございましたが、それでもまだ余裕がある場合はというご質問がありましたが、それについては、19年度のリサイクルプラザの維持管理費や人件費の方に資源物の処理拡大の部分として充ててまいりたい。では、17年度、18年度はどうするのかという問題でございますが、17年度、18年度におきましては、先ほど言いました市民の要望等にも注意して、まだ余力があるようであれば、清掃費などの経費に充てることもありうるという、そういうような答弁をさせていただいたところでございます。

北野委員

16日の予算特別委員会、新谷委員の最後の質問に、環境部長がこの手数料の用途も含めたことについて、総括的に答弁されているのです。私も読ませていただきました。

そこで伺いますけれども、手数料は特定財源ですね。これが余ったら、決算上はどう処理するのですか。

環境部長

一つは、整理しておかなければならないことなのですが、特定財源。

北野委員

いや、そのややこしい話はいいから。聞いていることに答えて。

環境部長

ただ、この手数料、私どもが今考えているごみ処理の手数料でありますけれども、いわゆる財政法上といいますが、そういう角度から言いました場合には、ごみ処理に関する経費、ごみを処理する事務の中から、受益者負担分ということで生まれてきた財源ということ整理しておかなければならない。にもかかわらず、その財源が余ったとすると、ごみ処理の手数料としては、当然一般財源として、いわゆる過剰になりますものですから、当然その他の経費に充てられると、こう思っております。

北野委員

手数料は特定の人を対象にして、特定の人利益のために手数料を取りますということですから、これは厳密になっているのです。例えば本年度の予算説明書、歳入の欄、45ページですけれども、ここに衛生手数料の詳しい内訳が節の欄に書かれています。節の2から8までの間、これは4区分に分けて、清掃総務費、廃棄物処分場費、し尿処理費、し尿処理場費にそれぞれ充てられているのです。歳入と歳出がぴったり合っているのです。非常に細かく特定財源の、いわゆる特定の人に手数料を払ってもらったら、どこへ使えということになっているわけです。あなた方が考えている、今度袋をごみ処理手数料として処理するというお話ですが、一般会計のこの説明書に載せる場合、どういう区分として何という名称で載せますか。ただ、ごみ処理費かい。

環境部長

経費区分の扱いそのものは、まだこれは財政部ともじゅうぶんに協議をしているわけではありませんけれども、ただ、いわゆる今回の有料化に伴う経費として出てくる、例えばごみ袋の製作代だとか、こういったものは歳出の項目はごみ処理費になるでしょうし、資源物収集拡大は、これはリサイクル推進費の方についていこうと。それから、例えば祝日サービスの収集運搬、これは当然ごみ処理費の方に入ってきます。同じ一つの歳入でありますけれども、歳出項目については、現行のこの予算のつくりからした場合には、いろいろ分かれていくのだろうというふうには思っております。そういった意味では、これに市民の皆様方がわかるような予算書をつくらなければならないと思うのです。これについては、じゅうぶん財政とも協議をしながら、財源が充てられているのだなということがわかるように、整理をしていきたいというふうに思います。

北野委員

私がおった見方をしているかもわからないけれども、部長がおっしゃるとおり、手数料を取って、それが余ったら決算処理上は一般財源に繰り入れて処理するのです。しかし、今回、予算特別委員会で問題になったように、これからあなた方が使途をもっと精査して明確にするという話ですが、3億6,500万円のうち、1億1,000万円については、まだはっきりしていないのです。手数料が余るといのは、特定財源をそんなに高額な、1億1,000万円も余すような取り方だったら、大問題ですよ。だから、1億1,000万円をどういうふうにするかというの、手数料をリットル2円で計算したら、同時にその歳入の使途を一度に明白にしないと、不明朗なのです。小出しにして考えつくところでべらべらしゃべったと。足していったら1億1,000万円まだ余っていると。それで、議会から追及されて右往左往したというのが、今回の実態ですよ。だから、特定財源として取るのだったら、2円として計算してやるのだったら、3億6,500万円、どこどこに使うかというの、すばっと出さなかったらだめです。けっきょく、そういう説明の仕方をするから、1億1,000万円をあなたがおっしゃるとおり、手数料で取ったけれども、余ったから一般財源だと、こういう会計処理を利用して、余計に金取るのではないかという疑いが生まれるのです。だから、1億1,000万円をきちんと説明しなさいというふうに言ったのです。いかがですか。

環境部長

今までのお話につきましては、例えば1億1,000万円の問題を別にしましても、この各単年度ごとのいわゆる予算のつくり方といいますのは、これはあくまでも単年度のものであります。しかし、実際には、このほかに今、清掃費におきましても、従前のそういった施設の起債の償還というのがありますでしょうし、あるいは建物の減価償却とか、そういったものも、それから出てこないのは人件費なのです。そのようなこともいろいろ考えていった場合に、確かにこの費目だけで残があったのだから、それがそっくりほかのものの経費に使えと過充当だと、一概にはまた言えない部分もあるか思います。ただ、そういった意味で、今回、私どもとしては、市民の皆さん方にご理解をいただける、いわゆるまた他都市でも同額であるということから、また、減量でも効果があるということで、2円ということを設定した。これについても、前から説明しておりますように、基本的に原価で計算したわけではない。しかし、私どもとしては、これから例えばリサイクルプラザの供用開始などで、その経費が増えたとしても、

また2円という数字は、上げるわけではないのです。こういった受益者負担でありながら、必ずしも原価充当と連動している、そういった要素でないものもこの中に含まれているわけです。ただ、今、北野委員がおっしゃいますように、そういった見方もされるということもあろうかと思しますので、今後この使途の内容の考え方については、じゅうぶん整理をしていかなければならないと、このように思っています。

北野委員

部長、そう説明するけれども、そうであれば、なおさら3億6,500万円の内訳を1回で議会にきちんと説明しなければならないのだ。1億1,000万円はこれからいろいろ検討して、人件費だとか何とかも予想されるなんて、そんな話をするから、あらぬ疑いを持たれるのです。それと、2円の計算も多くの都市が有料にして、一番収集方法が似ている函館市が2円だから2円だと。あなた方の言っているのは、小樽市独自の積み上げでないのですから、なおさらつかみでないかという疑いが出るのです。こう疑う方が正当ですよ。

だから、今すぐといっても出ないでしょうから、2円というふうにおっしゃっているわけですから、3億6,500万円の使途を明白にすると。単年度ごと、明白にするのは当たり前ですから、平成17年度はどうか、18年度はどうか、19年度はどうか、少なくとも3か年はある程度きちんと出してほしい。なぜ3か年かというと、最初に2年間はリサイクルプラザがまだ供用開始になっていないわけです。そこに使われる単年度7,000万円の管理費用を有料化で賄うと言っているわけですから、単年度のその7,000万円をどうするのかと。このまま会計処理に行けば、一般財源になってしまうのですよ。だから、財政部をお願いして、これは環境部の金だから、ほかに使わないでくれと、こういうお願いを2か年やらなければならないのです。こんなことを今の財政状況でできますか。入ってしまったら、もうしめたと思って好きなように使われます。そうでなくても、19億円足りないときゅうきゅう言っているのだから。だから、あなた方の提案の仕方、説明の仕方は、これからの話にしても、あまりにもずさんすぎると。会計の処理上、全く納得のいかない、そういう説明になっているということだけ指摘をして、この点については整理がつき次第、報告してください。以上で終わります。

副委員長

共産党の質疑を終結し、委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

委員長

質疑を自民党に移します。

吹田委員

まず環境部にごみの問題につきまして、質問したいと思います。

ごみの有料化に伴う手数料の有効使用について

今、ごみの有料化にかかわって、ごみの減量の市民意識の醸成には有料化が重要な位置づけだとして答申が出されておりますけれども、このことと有料化に伴う手数料の収入の有効使用についての基本的な考え方についてお尋ねしたいと、こう考えております。

まず、ごみの減量化という形の中の目標、やるためには有料化が必要だと考えていたのか。これは、何か有料化したことによって、手数料の収入があって、それを使うということの基本にしているのかどうか。減量をするための手段となっているのか。その最初のスタンスをどのように思っているのかということにつきまして、再度質問したいと思います。

(環境)間瀬主幹

ただいまの有料化の目的でございますけれども、今日説明いたしました基本的な考え方の2ページ目にも有料化の目的といたしましては、市民意識の向上によるごみ減量化の推進というものを第一に挙げてございます。それで、

ごみ有料化というものは、歳入があって、それによって次に書いてございます資源化の促進、市民サービスの向上ができる、これは確かにございますけれども、もう一つの目的には、この有料化という中には市民意識が大きく働きまして、有料化という中でまずは発生抑制、これに努力されるのではないかと。それから、再使用に努めるのではないかと。そして、私たちの施策と相まって、資源化の促進に努めていただけるのではないかと、そういうことの意識の向上というものを考えた上での有料化の目的ととらえてございます。

吹田委員

この有料化ということで、ごみの減量化となりますと、例えば小樽市では現在、ここに出ていますように、目標を26パーセント下げるとかという形で出ているものがありますけれども、これが実際には市民の皆さんがこれに意識をしっかり持って、3割とか、極端な話4割とかという減量化をして、そういう目標が達成されたら、ごみの有料化というのはやめるのかどうか。この問題について、そういう考え方もあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

(環境) 間淵主幹

まず、このごみの有料化制度というのはまだ始まってございませぬけれども、一つには有料化後の流れというものを見なければなりません、先ほど申しました私どもの有料化の目的ということからすれば、一つの目的を達成するためには有料化の傾向というものは続けなければ、また元に戻るのではないかなという、そういうある程度長期的な考え方に立ってのことがございます。

吹田委員

この有料化というのは、特定のものに手数料を取ってやるということになりますけれども、市のこういう大きな行政の動きの中では、皆さんからどのような形で負担をいただいて、全体の事業をやるかというものがございまして、例えば、単純に言いますと、皆さんから市民税をいただいている一般財源の中で、いろいろな事業をやります。そういう中でこういうものができるかどうかという問題もあるわけですね。ただ、今回はこういうもので特定の手数料を皆さんからいただいて、そして、こういう事業をやるということになりますけれども、これにつきまして、他の会派の方の今質問があったのですけれども、これが基本的には経費の支出につきまして、継続的な固定的なものが発生したりすると、今度は絶対に手数料等を下げることはできないかとか、又はやめられないのかという、こういう問題が必ず起こるわけです。いろいろなことをやったときに、これが後ろに下げられないという。だから、一たん始めたらそれは絶対にもう手数料を取らなければだめだというような感じのものになっていく可能性が、非常に高いわけですが、この辺につきまして、そういう動きが今後できないような形になってしまうのかどうか、この辺を私は非常に危くしているのですけれども、この辺につきまして、今後はごみの問題につきまして、この財源を使って、固定的な形で義務的経費で集めなければだめだというような感じになってしまうようなことを基本に考えていらっしゃるのかどうか。今のところ、集まったお金をどのように使うかということで、検討しているそうなのですが、こういう財政の関係では法的には難しいかも知れないけれども、集まったお金を翌年度に予算化して、それを使うぐらいの気持ちがあれば、常にやる前から取らなければだめだと、使うためにはこれだけの金が必要だということになってしまうと、もう身動きがとれないというような状態になりますから、この辺のことにつきまして、今後、収入の使い道につきまして、どのようなことを考えていらっしゃるのかということ、再度伺いたいと思います。

(環境) 間淵主幹

ただいまのご質問につきましては、支出が、今私どもで考えてございます資源収集拡大、又は市民サービスの向上等において、この施策が固定的なものになって一つの支出が義務的経費になるのではないかと、そのようなご心配に関する答弁ということでよろしいでしょうか。

それにつきましては、他都市の例でございませぬけれども、例えば不法投棄対策ないしは指導員体制で、私どもの

人員を出すとか、そういう方策等を考えてございますが、他都市におきましては、有料化への移行というものがある程度定着した場合には、不法投棄が少なくなったり、また指導員体制を元に戻していく、そういう中では必ずしも当初の人員が永久的に続くものではなく、そういう効果が出た時点では、減らしているところもございます。また、市民サービスの向上では、ごみ散乱防止用ネット等の助成というのを挙げてございますが、これもある一定程度普及すれば、これらの助成も少なくなってくるのだらうと。それから、地域の環境美化協力員制度を創設することも挙げてございますが、これも将来的には一定程度の効果が出たときには、これらの制度に対しての見直しもかけられるのではないかと。こういうことでいきますと、最初、確かに必要な制度と考えてございますけれども、この辺の支出の縮小等については、じゅうぶん今後ありうるかと思えます。

吹田委員

この有料化に伴いまして、例えば祝日の収集等も検討をされているようでございますけれども、祝日の収集にかかわっては、費用的には通常の費用で済むのか、又はそういう特別な形になりますと、そういう費用が多くかかるようになってくるのかということについて、今検討されている内容をお聞きしたいと思います。

(環境)管理課長

祝日収集の関係でございますけれども、祝日も今度から収集するということになりますので、有料化されるについては、そういう形で市民サービスの向上を図っていこうということについて、現行の金額プラス経費を持つわけなのですけれども、それにつきましては、委託もあれば、直営ということもあるでしょうし、それは今後検討していきたいというふうに考えてございます。

吹田委員

この収集にかかわっては、直営である場合と、例えば委託でするところもあるのですけれども、これについては、経費的に積算した場合は、どの程度差があるのかという問題なのですけれども、いかがでしょうか。

(環境)管理課長

試算的な部分は、基本的には出していないのですけれども、ただ、直営でやっていくと考えますと、時間外対応にさせていただくということでございます。委託になりますと、民間になるものですから、ある意味では、その経費の部分の縮小といえますか、相当節減できる部分があるのかなというように思います。

吹田委員

どちらにしましても、収入があるという形で、これを使う場合には、有効な使い方というのがたいへん大事だと、こう思っておりますので、これにつきましては、いろいろと環境部を中心に検討いただければなと思っております。

減量化に伴うコストについて

続きまして、これからつくられる廃棄物の焼却場、リサイクルプラザを含めまして、あるのですけれども、今、お話の中では建築費については予定よりもたいへん安くできると。ただ、これから実際に運用する、稼働する中では、維持管理的な部分について相当な費用がかかると考えておりますので、ここで減量という問題、これはもう市民みんなでやっていかないと大変かなと思っておりますけれども、これにかかわりまして、単純にいくと、当然焼却するごみの量、これも目標値をたいへん高く持っていらっしゃいまして、そういうものを下げていくとなりますけれども、この辺につきまして、具体的にごみがこれだけ減ったら、これだけの費用対効果がありますよと。いわゆる、市民の皆さんの生活が楽になりますよと。市民が負担しなくていいですよという考え、そういうような形のを提示することはできるのでしょうか。まだ正確にやっていないと思っておりますけれども、今後そういう意味では、そういうものが市民の皆さんに意識を持っていただく。ただ料金を取るだけの形ではなくて、これだけのものが、恐らく今回稼働された場合は、こういう手数料を取るですとか、こんなことができる状況ではないと考えていますので、この辺について、どのように見たらよろしいかと思ひまして。

(環境)管理課長

減量化に伴いまして、ごみを減量していくことによって、維持コスト自体も低くなっていくのではないかと思います。その部分の試算をしているかどうかということなのですが、結論から言わせていただきますと、現在そういう数字自体は持ってございません。ただ、これから市民の皆さんともそれぞれ我々としては説明会と申しますか、懇談会等をやっていくわけなのですけれども、それに向かっていく中でもって、市民の方々に周知していただくためにも、そういう部分の集計表が出せるか出せないかは、私も北しりべし廃棄物処理広域連合の方とも確認しなくてはいけないのですけれども、その辺確認しまして、できるのであれば、そういう部分も確かにいい情報だと思いますので、検討させていただきたいというふうに思っております。

吹田委員

どちらにしても、たいへん大きな事業でございますので、皆さんがごみを出さない。特にリサイクルにつきましても、リサイクルに物が出ていけば出ていくほど、それを処理しなければならないものですから、なるべく総合的なごみを出さないという形のことにつきましては、これは小樽市だけの問題でなくて、国がリサイクルにつきましてもっともっと積極的に対応するのが大事だと思うのですけれども、その中で減量という問題につきまして、皆さんで費用をかけないでできる方法というのをしっかりやっていただきたいと考えております。市民の皆さんが暮らしやすい、生活しやすいまちづくりというのは、生活にお金がかかって困っているという感じでは困りますので、この辺のことにつきまして、特にこういう大きな経費がかかる問題でございますから、この辺をより市民の皆さんにお知らせいただいて、そして協力いただきたいと考えております。

感染症について

続きまして、保健所の方に伺います。先日も保健所が主催して、食中毒フォーラムなどをされたようでございます。今、アメリカではたいへん問題になっております、西ナイル熱とかそういうような感染症の関係でございますけれども、先回の部分は、そういう特定の食中毒とか、そういうものについては、担当される市内の方々を対象にしてやっていたのですけれども、こういうものにつきまして、これからますますそういうものが一般市民の方々が認知されないものがあると、こういうふうな感じがします。そういう意味では、そういうものをこれからますます一般の市民の皆さんにも知っていただけるような機会をつくっていただきたいなと思っておりますけれども、これについてこれからのことにつきまして、保健所の方ではどのように考えているかお聞きしたいと思います。

(保健所)保健総務課長

ただいま冒頭にございました6月10日の食中毒フォーラムに関しましては、施設の給食関係者ですとか、あるいは食品管理の責任者の方々を対象に、200名ほどで開催をしたところでございます。昨年から、いわゆる新興感染症と申しますか、SARSですとか、鳥インフルエンザ、あるいは先月出てまいりましたウエストナイル熱とかという、新しい感染症について、例えば渡航経験があるかないかだけではなく、蚊に刺されただけでも発病する可能性があるもの、これは地球温暖化等で日本自体が亜熱帯化してくるに従って、デング熱とかそういうものを含めまして、マラリアなどもそうですけれども、感染する可能性が高まっておりますので、そういうものについて、基本的には今回のウエストナイル熱もそうでございますけれども、報道依頼をまずさせていただいて、各報道機関に取材をいただく、これが最も有効な手段だと思っております。あとは、保健所あるいは省庁関連のホームページ等で皆さんの注意を喚起する。それから、今、感染症についてのネットワークのモデル事業を小樽市保健所で参加してやってございますので、その中で、政令市あるいは都道府県の保健所間で、地域の感染症情報、どういうふうに収集をして、それをさらにどういうふうに伝えていくか、そのときにいわゆるプライバシーの問題もあるときに、施設名とかの部分も含めまして、そういうことの遺憾のないような公表の方法、そういうものも含めて進めてまいりたいと思っております。

吹田委員

特に西ナイル熱等につきましては、蚊の発生がたいへんこれから心配になってきます。今、小樽市内もやっと季

節の関係で、蚊が刺すような時期になってきましたけれども、そういう意味ではそういった蚊の発生をどのように環境の関係で抑えていくかという問題なのですけれども、これにつきまして、地域の皆さんも含めて、町会とかいろいろなところで手をつないでやっていますので、この辺の現在の動きにつきまして、お聞きしたいと思います。

保健所長

今、保健総務課長からの説明があったとおりなのですが、非常に世の中が今変わってきて、世界的にも感染症の推移というのは全く変わって、いつ何が出てくるかわからない状態です。そういう意味で、西ナイル熱というのは、アメリカを中心にカナダなどで相当の脅威を持って、各国の蚊とウイルスの連動というものをいろいろ調査している段階ですけれども、日本はどうしてもこういった部分は遅れがちで、今も少し心配なところもあるのですけれども、我々もそういった意味で、いつこれが発生するかわからない。発生しても、病院の医師がわかるのだろうかという危ぐを持っておりまして、そういったことでいろいろな情報を集めては、病院に、また機会があったら市民の方にもいろいろと対応し、そして蚊の問題に関しては、生活衛生課でいろいろな施設に対しても、指導とか啓発に今乗り出している最中です。

吹田委員

こういう感染症等につきましては、特に今、次世代育成という中で、小さな子どもたちの安全という問題につきましても、常に言われている問題でございますので、ぜひこういうものにつきましても、行政の皆さん方が各部で連絡をとりながら、その辺の対応をお願いしたいと思います。

成田委員

バス路線について

小樽市内のバス路線について、今ウイングベイ小樽のところへ道営住宅が来年から着工になります。それから、今また、民間でマンションが建つ予定になっております。その住宅対策の中に、地域にバス路線が配置されていないということです。それで若竹地区を通っているバス路線が本線として桜町へ行く路線と、新光町の路線、それから朝里川温泉行きの路線が市内を走っている路線の中に3本あるわけなのですけれども、住宅地として今500戸近くの住宅が設置されますし、人口としても1,000人くらい増えるのではないのでしょうか。そういう地域に、バス路線をぜひつくってもらいたいという市民要望が上がってきているのです。小樽市がバス事業をやっていれば別ですけれども、小樽市内の中でバス路線を持っている業者というのは1社しかございませんけれども、規制緩和の中ですから、今後どこかの企業が手を挙げてもらえるか、それとも既存のバス会社が路線を考えていただけるのか、その辺の話を市民部の方からお願いしたいと思っているのです。それから小樽市内の路線についても、いろいろ考えていただきたいと思いますが、まずその辺はどういうふう考えておりますか。

(市民)総合サービスセンター所長

公共交通機関としてのバスは、住民の足の確保という点から、大きな役割を果たしていると考えております。現在、ウイングベイ地区には、小樽駅を起点として、ばるて築港線がございまして、本数的には1時間に1本から3本というような状況でございます。今、成田委員がお話になりましたように、この地区に道営、また民間の住宅が建って、人が張りついてくるといことになれば、より便利な交通の要望というものも出てくると思われます。桜・新光方面を走るバス路線を乗り入れていくのか、又は、ばるて築港線を延長するのということも考えられます。そういった運行道路の問題も含めて、技術的ないろいろな問題、経営上の問題もあるかと思っております。私どもは実態をよく把握いたしまして、住民からの要望をじゅうぶん踏まえた中で、バス会社とじゅうぶん話し合いをしていきたいと、このように考えてございます。

成田委員

やはりこれだけの人口が増えると、小樽市内の人の流れが変わってくると思うのです。中心市街地がますます過疎にならないようなしくみを、築港駅前を通る路線というのは、全部通るわけなのですけれども、新光町から来るものを1時間のうち1本向こうへ送ってやるとか、桜町の路線の中からも何本か送ってやる。全部、同じ路線を走るのでなくて、札幌行きが北大経由だとか円山経由だとかと、そういうふうに分けているように、ウイングベイ経由だとか築港駅経由だとかという形で分けてやってもいいと思うのです。そういうような方法を中央バスの方にも、既存の業者というのは中央バスしかありませんから、そこへお願いするような形をとってもらえればと。

それから、何回もしつこく言うのですけれども、学生が小樽市内をバス利用している中で、本線に乗っていて、小樽駅で降りて、長橋へ乗りかえていかなければならぬ、そういう路線が多いようです。それで、どうしても駅前にとむろするとか、そういう形になっているものですから、それで本線を通って長橋まで行ける線を、通学時間か通勤時間だけでも、そういう路線をつくってもらえるような、そういう話を進めてもらえるようにしていただければと思っているのですけれども。本線の高島まで行く路線があるわけですが、一つ長橋の方へ流れていってもしいいのではないかなと、そういう考え方があるのですけれども、市民はそういう感覚でいるのです。市の中にも、そういう中央バスの方に働きかけてもらえるようなしくみをつくっていただきたいと思います。どうでしょうか。

(市民)総合サービスセンター所長

直通ということでございまして、特に通勤時間帯の学生の部分でございまして。こういったご要望も市民からもたくさんあるかと思うのです。こういったものもバス会社としても、実態をよく調査をしながら、どのぐらい乗車する客がいるのだと、そういうことをあわせて、含めた中で、バス会社も決定をしていくと思いますので、今の問題もあわせて、バス会社には話をしていきたいと考えてございます。

成田委員

ぜひ、やっていただきたいと思います。

次世代育成支援施策について

それから、代表質問で質問していた次世代育成事業なのですけれども、これは福祉部の方に伺いますけれども、この基本というのは、次の世代の子を育てていただきたいという、そういう環境づくりをしていただきたいということだと思っております。その中で、やはり主婦業を専業にしている世帯と、共働きをしている世帯との生活環境というのは、かなり違うと思うのです。その辺の把握をしていらっしゃいますでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

ご指摘のとおり、専業主婦家庭と共働き家庭の中では、今の生活スタイルを含めまして、違いは当然あるかと思っております。今回、提出しておりますニーズ調査の中では、そういう仕切りでの調査の仕方にはなっておりませんが、その結果からは、専業主婦家庭あるいは共働き家庭のそれぞれの要望が異なったものとして出てきているというふうに感じています。詳しい分析はこれからということになりますが、共働き家庭で申し上げれば、保育所なり、そういった施設を利用をしている。あるいは専業主婦層であれば、家で子育てに携わっているということになると、要望の内容、具体的にいいますと、施設の利用時間等の要望が出てくるのは、当然保育所等を利用している方々でしょうし、地域の遊び場ですとか、あるいは子育てサークルへの支援ですとか、そういった課題については、専業主婦家庭の課題であろうというふうに考えておりますので、今後の分析の中で、じゅうぶんその辺も含めてニーズの吸い上げといいますが、反映といいますが、そういったものに努めてまいりたいと思っております。

成田委員

専業主婦家庭というのは、やはり収入が少し少なくなるのではないかなと。共働きで働いていると、夫婦で収入がありますので、それで裕福なとか、豊かな生活が送れるのかなと。その分、子どもが寂しい思いをしているのかなと。それを、やはり社会で支えてやらなければならない。また、専業主婦をしているところは、子どもには厚く接する場面が多いわけなのですけれども、ただ専業主婦の子どもと一緒に遊ぶ時間に、ほかの子どもと接触させる

ために、子どもの遊び場に行ったり、それから子どもと一緒に遊べるようなコミュニティセンターに行ったりしたら、ほかの子どもやほかの家庭の人たちがだれもいない、そういうような状況が現れてくるのです。そういう家庭の中をうまくつくり上げていかなければならないと。それは地域ごとにも枠を広げてやらなければならない場面も出ると思いますし、その地域ごとのコミュニティというか、子どもたちを育てていくコミュニティの在り方だとか、そういうものも重要になってくると思うのです。親と希薄というか、だんだん縁が遠くなるというか、夫婦で共働きしていると、朝食もとらないで学校に行くような子どもも出てきたりしますし、そういう希薄にならないようなというか、社会で支えていかなければならない部分というのは大いに出てくると思います。今月末に市民協議会が立ち上がるようですけれども、その中身はどのような形になっているのか教えていただければと思います。

(福祉) 子育て支援課長

ご質問がございました市民協議会の委員構成なのですが、委員の総数としては17名という形で考えております。ただ、今回の地域行動計画がなるべく具体的なものとしてつくっていききたいという考え方もございまして、メンバー構成に当たりましては、実際に子育てのいろいろな施設で業務に携わっている方、あるいは子育てサークルを指導的に行っている方々というような基準で選考作業を進めております。ほぼ終わりました、29日には第1回目の地域市民協議会を開催をしていきたいというふうに思っておりますが、現状の感じですと、17名中13名の方が女性の委員というような形になる委員会かなというふうに思っております。

成田委員

次の世代の子どもたちを、きちんと地域で支えていく。家庭環境も大事です、そして学校教育も大事ですが、地域で支え合って、その子どもたちを育成していく。そういう社会環境をよりよいものにしていただきたいと。この子が大きくなったときは、次の世代、人に感謝できるような思いやる心を持った子どもたちに育てていただかなければならないものですから、その心を育てていく環境をつくっていただきたいと。ぜひよろしくをお願いします。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時20分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

-----  
高橋委員

それでは、簡潔に質問いたします。

報告にかかわって、何点かお聞きをしたいと。思います。

ふれあいパスの回数券払について

ふれあいパスについて、1点だけお伺いしたいと思います。

100円負担ということになりまして、現金でなければだめだと、こういうことで話を聞いていますけれども、これは事実でしょうか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

高橋委員のおっしゃるように、負担については、現金100円ということをお願いしております。

高橋委員

前にも議論になりましたし、予算特別委員会でも議論になりましたけれども、回数券の利用ということでやはり要望が来ております。我が党の議員が中央バスに電話をしまして、なぜだめなのかと、その理由を聞いたみたいなのですが、その理由についてお知らせください。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

私どもの方でも、当初というか、100円負担を導入する段階でそういう要望等もあるということで、中央バスの方に話をして、その段階では、新たに回数券を別につくるというようなことになりますので、当然、経費的なものがかかるということで、今のところ難しいのではないかとすることは、お聞きしております。

高橋委員

別につくるというのは、今の回数券ではなくて、別につくるということですか。今、回数券はあるのではないですか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

今の回数券というのは、ほとんどがプリペイドカードになっているものですから、例えば回数券、従来の回数券ですと、プレミアムがついている回数券しかございませんので、単純に1,000円で100円のが10枚というものになると、新たにつくらなければならないということで、そういうことで新たな経費ということでございます。

福祉部長

そういうことで、実は私どもプリペイドカードを逆に利用できないかということも話をさせていただきました。ただ、そういう中では、プリペイドカードそのものが割引率ございますので、この100円プラスさらに割り引きすることはできないという返事を、中央バス側から相当強い形で「現状ではできない」と、こういう拒否をされた経過がございます。そんなこともありまして、そのようになりました。

高橋委員

お聞きしましたら、中央バス側は市の方で認めていないのだと、そういう言い方を向こうがしたということなのですが、こちら辺は事実はどうですか。

福祉部長

私どもとしては、当然プリペイドカードなり、そういう割引があれば、たいへんありがたいことですし、そういう要望というのはさせていただいた経緯がございまして、そういう中で先ほど来話しているとおり、中央バスとしては、認めることは現状ではできないというご返事をいただいております。あくまでも、これはバス会社の協力を得ての事業でございますので、そこら辺のご理解をいただかなければ、なかなか契約なり、協定ということもできません。そういう形の中で、今回、現金100円ということになったということでございます。

高橋委員

では、市の方で認めないと言ったということではないのですね。それだけ確認させていただきたい。

福祉部長

そのとおりでございます。

高橋委員

要望もありますので、今後、具体的な打合せをぜひお願いをしたいと思います。

ホームレスの支援について

次にもう一点、これは報告にはないのですが、ホームレスに関して、支援に関する陳情が今上がってきております。この小樽市でも一部増えているのではないかと話があるわけですが、この実態調査というのは行っておりますか。行っていましたら、お聞かせ願いたいと思います。

(市民) 総合サービスセンター所長

ホームレスの実態調査ということでございますけれども、現在までに平成12年11月に実態調査を行ってございます。また、平成15年1月30日にもホームレスの実態の全国調査というものを実施いたしております。

高橋委員

具体的には、今何名いらっしゃいますか。

(市民) 総合サービスセンター所長

私どもが把握している中では、現在1名ということで押さえてございます。

高橋委員

何かウイングベイの公園のところに4名いるという話も聞いているのですけれども、その辺は聞いたことありますか。

(市民) 総合サービスセンター所長

私どもは直近の全国調査の中で1名の方、現在、丸井今井の前とか、小樽駅前のところですが、ついせんだって、小樽警察署地域課にもお尋ねいたしましたところ、小樽署でも二、三名程度はいるのではないかぐらいの不確実情報で、ホームレスとして特定するのは少し難しい部分もあるのですよというようなお話を聞いてますし、今後また、そういうことであれば、調べてみるような機会も出てくるかなとは思ってございます。

高橋委員

ホームレスに関しての市民からの意見ですとか、いろいろな相談というのは、特にはございませんか。

(市民) 総合サービスセンター所長

私どもの方に、市民の意見とか、それから市長への手紙でもって、ホームレスの方を見ますとか、何とか救いの手を差し伸べていただきたいという市民の声は届いてございます。

高橋委員

わかりました。今後、また、調査の方をよろしくお願いをしたいと思います。

次世代育成支援に関するニーズ調査について

次に、先ほど報告ありました次世代育成支援に関するニーズ調査、これについて何点かお聞きをしたいと思えます。中身を見せていただきました。こういう調査というふうに見ると、非常に回収率がよかったのではないかといいうふうに思っていますけれども、まずこの辺の見解を聞きたいと思えます。

(福祉) 子育て支援課長

先ほども報告いたしましたが、全体では67.7パーセントという回収率になりました。私どもの方でも、道内主な都市の実施状況等、お聞きしている経過がございますが、だいたい50パーセント前後の回収率かなと。どこが悪いわけではないのですが、私どもが調査した段階では、旭川市が一番低くて41.8パーセント、小樽市は67.7パーセントで一番高い回収率になっております。

高橋委員

逆に、非常に関心度が高かったのではないかといいうふうに私は思っております。また、内容についても、非常に中身がよくわかる調査かなと思えますし、私は評価をしたいと思えます。

12ページに、これは保健所の相談サービスについて載っていますけれども、保健所に伺いますけれども、この相談サービスというのはどういうものを行っているのか。また、15年度の実績についてお願いします。

(保健所) 健康増進課長

保健所で実施しております母子の関係の相談でございますが、主にテレフォン育児相談、それから思春期電話相談ということで受けております。15年度の実績といたしましては、テレフォン育児相談が361件、それから思春期電

話相談は133件の合計494件の相談を受けております。

高橋委員

それで、保健所に伺いますけれども、この相談サービスを知っているというのは、就学前で76.4パーセント、それから小学生では75.9パーセントの家庭で知っていると、そういうことになっております。利用したことがないというのが逆に高く、82.5パーセント、87.1パーセントと非常に高い数字になっております。この辺については、どのように受け止めておりますか。

(保健所)健康増進課長

知っている方が約84パーセントということですが、実際に利用されていないという方が約83パーセントということですが、相談の内容が保健所まで相談する必要がないのではないかと、そういうような判断をされている父親、母親がいるのではないかと、というようなことが考えられます。

高橋委員

要するに、必要性を感じていないというふうに保健所では見ているということですね。

保健所長

たぶん必要のないということではなくて、そういう相談が仮にあったとしても、こういう言い方はちょっとあれですけども、とにかく保健所、役所に行くという、そこまで行って相談しづらいという部分は、私はあると思います。ですから、去年から街角健康相談ですとか、外に出て、じかに市民と接して、そこで相談というようなものも展開しておりますけれども、保健所の窓口、電話というのは、一般の人にとって、これは知っていてもなかなかなじみが薄いのかなという判断をしています。

高橋委員

そうであれば、なじめるような形で今後努力をしていただきたいと思いますけれども、その点はいかがですか。

(保健所)健康増進課長

それぞれの1歳半健診等でいろいろ保健所の方でも相談とか受けてやっておりますので、そういった機会を見つめながら、相談事業について啓発をしていきたいと思っております。

高橋委員

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、13ページに家庭児童相談室、これも載っております。この知らないというのが65.3パーセント、54.6パーセントと非常に高い数字になっています。利用したことがないというのが92パーセントと、両方とも超えているということで、非常にこれはいろいろ検討しなければならない内容かなと思っておりますけれども、この平成15年度の事業内容、相談件数、主なもの、これを説明していただきたいと思います。

(市民)青少年課長

ただいまのご質問についてお答えいたします。

この家庭指導相談員は、現在3名おりまして、男性が2名、女性が1名ということで、15年度の関係においてお知らせ申し上げますと、大きく分けまして、家庭児童相談、これは家庭や学校からなどの相談ということでございます。この相談内容、実件数でいけば61件、その延べ回数については226回ということで、主なものを取り上げますと、やはり養育問題、これは子育てに悩む親、祖父母からの関係で27件で延べ106回、次に学校関係、これは人間関係、不登校等の問題でございますが、これが18件で延べ42回、それから家族関係、これは親からの相談、子どもとの接し方に関する相談等ということで6件の延べ回数で21回、その他としましては、仕事であるとか、進路、異性、両親に関することで4件の延べ回数で20回。それからもう一本の大きい柱でございますが、本人の相談でございます。子どもから大人までを含めます本人の相談につきましては、実際の件数は19件でありましたが、延べ回数は100回であります。これもやはり学校の生活に関して9件で延べ回数も9回、それから家族関係、これは親との意思疎

通を図る悩みについての相談なのですが、実件数は2件なのですが、延べ件数でいけば75回と突出している、こういうような状況でございます。

高橋委員

詳しい報告をありがとうございます。

それで、実態と申しますか、中身については、私はやはり件数が少ないのかなというふうには思います。それで、これは福祉部と、それから市民部、それぞれの部長にお聞きをしたいのですけれども、ばらばらの所管の中で相談事業というのをやるのではなくて、どこか横断的な中で相談事業が一本化できるような、子どものことについてはここに行けば全部相談できるというものを、ぜひつくってほしいなとは私は思っているのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

市民部長

今、課長から答弁しましたように、子どもに対する相談というのは、かなり多種多様にまたがっておりまして、学校にかかわることですとか、家族との関係ですとか、あといろいろなことがございまして、例えば学校での問題、それから地域での問題、また家庭での問題というようなことで、それぞれ今考えながら、私ども教育委員会なり、市民部、非行補導というようなこともしている市民部とか、また福祉部の方は福祉部の方で、それぞれのサイドでそれぞれの問題テーマがありまして、対応しているというのが現状かと思っております。そういう意味では、1か所といいますが、ある程度まとまった形ということも、委員がおっしゃるような形での対応の仕方もあろうかと思っておりますけれども、より多くアンテナを張っておくということも必要なのかなと。それぞれ学校は学校、地域は地域、それでいろいろ場面場面、場所場所ですぐ相談できるようなものですとか、そういうことも必要なのかなと思っております。ただ、一つの問題に対しても、それがほかのいろいろな要素を絡んで含んでいるということもございまして、これは家庭と地域、それから学校というようなものの連携というのが、当然必要になってこようかと思っております。このあたりは、今いろいろな子どもにまつわる事件なり問題が多くなっておりますので、大きな社会的な課題だと思っております。このあたりどういう方法がいいのか、関係団体もいろいろございますし、関係部も含めてどういう方法がいいのか、よりよい形でということでは、さらに検討していきたいと思っております。

福祉部長

子どもたちの問題というのは、本当に現状の中では複雑多岐になってきているということでございます。そういう部分では、今、市民部長が答弁したように、広いそれぞれのいろいろなところでの窓口と、そのネットワークといいたいまいしょうか、連携がやはり一番必要ではないだろうかというふうに考えております。そういう意味では、虐待関係につきましても、それぞれ関係機関が連携をとりながら、会議を持ちながらとも思っております。そういう部分で、たいへんいろいろそれぞれの機関が努力をする中で、このネットワークをどう強くするか、いっそう強い形での協力体制というものには組んでいく必要があるという部分があると思っております。確かに一つの窓口で解決できればいいのですが、今は非常にそういう部分ではなかなか難しい部分がございますので、それぞれの問題の中で、どうやってネットワークを組んでいくか、そういう形がこれからも必要でございますし、そういう部分でネットワークを強化していきたいというふうに考えております。

高橋委員

私が要望したいのは、要するに、窓口がたくさんありますと、どこに行けばいいのかというのが、非常にわかりづらいわけです。両部長がおっしゃるように、ネットワークがあれば、どこへ電話してもつながっているというのが理想的なのですが、往々にして役所の場合は縦ですから、なかなか難しいと。ですから、窓口はなるべく一つにして、横断的にネットワークを組んでいるというのが、一番理想的なわけですね。ですから、できるだけ一つが理想ですが、数少なくして子どもの相談窓口、これをやっぱり検討していただきたいと、こういうふうに思っているわけなのですが、再度済みません、しつこくて申しわけないのですけれども、もう一度お願いしま

す。

市民部長

委員がおっしゃる趣旨もよくわかることでございます。今、福祉部長も話したような形の部分もございますが、やはり母親にとって、また子どもたちにとっても、話しやすいというか、対応してもらいやすいという部分がひとつ大事なのだろうというふうに思いますし、また、それがどこに行けばいいのだという、そのあたりの周知の仕方は、市民部に限っても、まだまだ先ほどの調査ではございませんが、PRといたしますか、周知の努力が足りない。また、同じ形でも、周知というか、もう少し対応しやすいというか、相談しやすい窓口の設け方というのがあるのかなという部分も、じゅうぶん検討しなければだめだと思いますので、もう少し考えていきたいと思っております。

福祉部長

確かにおっしゃるような部分というのは、ないとは言えない部分があるかと思っております。そういう中で、ある意味で、それぞれの持っている専門性の部分がございますが、なかなかそれらをまとめるといいますと、今度あまりにも広すぎるという部分がございますが、したがって、なかなかそういう部分では薄まるという部分もあるかと思っております。そういう中で、私ども、相談をいかに早く的確にやるかという部分は当然考えていかないとなりません。そういう部分では、PRの仕方を含めて、さらに工夫なり、そういうものをしながら、より充実したものにしていくと、こういう努力はこれからもしていきたいというふうに思います。

高橋委員

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。

それで、家庭児童相談室を知らないという65.3パーセント、これもやはり問題があると思うのです。PRの方法というか、周知の方法をもう少し検討するべきだと私は思うのですけれども、この点については、どのように考えていますか。

(市民) 青少年課長

現状といたしましては、市の広報等に年1回事業について掲載しております。あわせまして、ホームページにも掲載しているわけでございますけれども、今、委員がおっしゃったとおり、調査の数字を見ますと、事業を知っていると答えた方が32から39パーセント、必ずしも高い数値ではないと改めて認識しております。そういうことも踏まえまして、近々子ども悩み事電話相談に関するポスターなどを、各小中学校に掲示する予定としております。そういう意味で、ある程度改善が図られるのではないかなというふうに期待しております。また、今後におきましても、小学校、中学校の児童・生徒の生活指導に携わる組織と連携をとりながら、協力を得る中で、さらに周知に努めてまいりたいと考えております。

高橋委員

できるだけ、努力をお願いしたいと思います。

次に、15ページに市が発行している子育て情報誌、子育てガイドブックというのがあります。今日初めていただきました。すごく立派なこういうものです。私は初めて見ました。平成14年につくられたということで、この中身を見ますと、非常に立派な、小樽市としてはあまり見られないような、わかりやすいすばらしい資料だなと、決して皮肉でも何でもなく、そう思いました。これ平成14年に発行した部数、それからどのように配布されたのか、これを教えてください。

(福祉) 子育て支援課長

この裏に書いてありますが、平成14年3月という発行日になっております。予算的には平成13年度、平成14年度に作成をいたしました。合計で4,500部作成をしております。現在の配布状況なのですが、主に乳幼児を対象としたガイドブックという形になっておりますので、母子手帳の交付時に、現在もこれをお渡ししています。また、奥沢ですとか、赤岩の子育て支援センターの方にも常時何部か置いておくようにしております。それで4,500部、だいた

い1年間に1,000前後使っていくものですから、内容的にも一部変更を要する部分もございますので、現在の部数がなくなった段階で、また新たなものといいますが、一部変更等も加えたものの検討をしていかなければならないというふうに考えております。

高橋委員

それで、この調査を見ますと、知らないというのが50.1パーセント、57.9パーセントということで、半分以上知らないというふうになっております。これは非常に残念だなというふうに私思うのですが、今後利用したいというのは、学校へ行く前であれば69.5パーセントと非常に高いです。この知らないということについて、福祉部としてはどのように考えておりますか。

(福祉)子育て支援課長

今回のアンケートの対象者が、ゼロ歳から小学校の6年生までという形でやりました。これを作成したのが平成13年度ということなものですから、まだ就学前の子どもが、認知度も当然小学校よりもけっこう高くなっています。ですから、そういう意味では、もう既に何年生かになっていて下の子どもがいらない家庭では知らないという結果が多いという、そういう形になっているのかなというふうには思っております。ただ、内容的には、乳幼児が中心ですけれども、小学生なり中学生も含めての情報提供という部分の内容になっておりますので、全く同じものをつくって、また中学生にも全部配るということではなくて、それぞれの年齢に応じた形でのいろいろな窓口の周知の方法、先ほど市民部長からもございましたけれども、そういった部分も検討していく必要があるだろうというふうに考えております。

高橋委員

せっかくこんな立派なガイドブックがあるわけですから、非常に中身は濃いです。ですから、ぜひお知らせしていただいて、利用してもらえようかなというふうに思います。ちなみに、どのぐらいかかったか金額はわかりますか。

(福祉)子育て支援課長

13年度に3,000部つくった段階での費用が300万円です。

福祉部次長

これは私がいたときにやったのですが、これ自体の印刷経費はそんなにかからないのですが、この構成といいですか、そういうものを含めて、最初、委託してつくったものですから、そういう意味での民間でのノウハウというのですか、それを組み入れてつくったということで、当初にそれぐらいかかったと。後からの増し刷りについては、そんなにかからないということになってはいますが、いろいろなところの名前が変わったり、けっこう直すところがあるのですものから、版を直すとなれば、それなりにお金がかかってくるかと思っております。

高橋委員

いずれにしても、内容を変えて、また同じようなわかりやすいものを、ぜひ配布をしていただきたいなというふうに思います。やはり情報というのは、知りたい情報が載っているというのが一番大事だと思います。それで、ニーズ調査でもわかりますけれども、残念ながらあまりこれに頼って知るといふ人は少ないみたいです。友人だとか、親類だとか。そういうことを考えると、少しでも、一人でもこれ、いいのが載っていたよという話になると、広がるかなと思いますので、改めてこの周知方法について、もう少し突っ込んだ答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

福祉部次長

たしか最初につくったとき、広報に出したり、新聞にも取り上げてもらったりしたと思うのですが、議会の委員会でもお話ししたと思うのですが、14年度にやっているものですから、15年度はその継続の中でさほど広報というのはしていなかったと思いますので、子育て支援課の方では、子育てニーズにあわせていろいろな情報を出してお

りますので、その情報について、改めてどういう周知方法があるか、検討していきたいと思ます。

高橋委員

このニーズ調査ですけれども、非常に集計内容がさっきも言ったように、私は評価できると思っていますので、じゅうぶんこれを利用した上で、ベースにした上で計画をやっていただきたいというふうに要望して、これは終わります。

温暖化対策に対する職員の意識について

最後に、環境部に質問をしたいと思ます。

先ほど温暖化対策推進実行計画の報告がありました。それで、温暖化に対する市職員の認識、これについて、どのように変化してきているのか、伺いたいと思ます。

(環境)環境課長

13年度に実行計画を策定して、今年でちょうど3年目になります。基本的には、温室効果ガスは15.5パーセントということで、目標値2パーセントから比べて大幅に減少しているのは事実でございます。詳細な分析は無理なのですけれども、超概算的に分析しますと、基本的に暖冬の影響ということで、そういうものを抜けば、職員の実質的な率先行動から出た削減率は、本当の概算なのですけれども、15年度で約3.3パーセントというふうに押さえております。基本的には、13年度、14年度、同じような方法でそういう調査をしますと、基本的に率先行動が出たのが13年度が1.6パーセント、それから昨年14年度が1.9パーセント、そして今年が3.3パーセントと、温暖化、暖冬の影響を抜いても、率先行動の職員に対する周知が少しずつではありますけれども、普及しているというか、周知されているというような格好では押さえております。

高橋委員

もう少し詳しく聞きたいのですが、確実に数字は上がってきていると。具体的にこういう部分で認識が変わったのだという具体例がありましたら、お願いします。

(環境)環境課長

職員の具体的なその辺を数値として把握するのは難しいというか、できない状況にはございます。ただ、率先行動の中で、資料の3の中にありますけれども、増減量、それから増減率ということで押さえることができます。ここから申しますと、15年度については、紙の使用量が18.2パーセントというのは、実際、紙の使用量につきましても、昔、普通は印刷業者に回していたものが、予算の関係で市役所の中につくるということになりますと、逆に増えるという傾向がございます。それが13年度に出ましたけれども、14年度、15年度については、その辺が減っているというようなこともありまして、そういうものが少しずつ出てきているのではないかなというふうに思っております。それから、あと軽油につきましても、具体的には軽油車が24万キロ走行と増えておりますけれども、実際の燃料で見ますと、ほとんど増えていないと。これは職員の率先というよりも、車自体の低燃費車の導入ということもだいぶ影響しておりますけれども、そういうところで職員の率先行動が出てきているのではないかなというふうには思っております。

高橋委員

それで、今後、16年度、17年度にかけて、もっと問題意識を持ってもらうという対策が必要かと思ますけれども、この点についてはどのように考えていますか。

(環境)環境課長

皆さんご存じのとおり、地球温暖化についての一番の問題点というのは、職員一人一人が身近に感じられない、やはり認識ができないということでございます。この認識、意識づけをどのようにして行っていくかというのが、つまり一番重要な課題だと思っております。職員の役割分担をもう一度確認してもらうというのが、大事な行為になってくると思ます。その意味で、本年度、策定会議の中で、率先行動自己点検表というのを策定しまして、5

月28日でございますけれども、庁内メールで幹事会、庶務担当課長を通じて、各職員にじゅうぶんに周知するようというところで、周知をしたところでございます。それからまた、昨年の11月に実施しました実行計画の職員研修ということも引き続き行うことによりまして、職員の意識を高めて成果があるものにしたいというふうに考えております。

高橋委員

難しい問題ですけれども、ぜひまた取り組んでいただきたいと思います。

窒素の規制による水処理施設工事について

もう一点、先ほど議案で出ておりました水処理施設に関して、何点かお聞きをしたいと思います。

窒素が法的にまずくなったということで増設をするのだというお話がありましたけれども、この3種類の窒素でどのような影響があるのか、これを教えてほしいのです。

(環境)五十嵐主幹

平成14年3月の条例改正によりまして、窒素、いわゆるアンモニア性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、これは、窒素を規制するという形でなっています。その影響はといいますと、北海道の日本海は特に栄養の少ない海なのですけれども、本州を見たら赤潮だとか、そういう藻類の異常発生に影響があると。従来から湖などでは規制をされていたのですが、これが平成14年に全国的に規制になったということでございます。

高橋委員

工期はいつからいつまでですか。

(環境)五十嵐主幹

工期は今年度中ということで、今日、議案として出されているので、承認いただければ、契約も成立しますので、直ちに入って、来年の3月31日までに完成をしたいということです。

高橋委員

もう一つ聞きたいのは、全体工事の中でプラント工事の占める割合といいますか、金額でいうと、どのぐらいの、だいたいおおよそでいいです。どのぐらいになるのか教えてもらえますか。

(環境)五十嵐主幹

今、その資料の手持ちがございませんので後でお持ちします。

高橋委員

もう一つ、最後に性能発注というふうに伺っていますけれども、これは最終的にどういう検査をして引渡しになるのか、それを教えてほしいと思います。

(環境)五十嵐主幹

性能発注ということで、各プラントメーカーがノウハウを持ってまして、市としては、窒素が確実に100ppm以下になるように、そして生物化学的な処理によって窒素を除去していただきたいということでございます。基本的にはそういうことです。

高橋委員

この検査は何回も行われるということですか。5回とか、10回やって、すべてクリアすればオーケーだとか、そういう内容ですか。

(環境)五十嵐主幹

工期は3月31日まででございます、それまでに微生物も使うものですから、それで養生したり、いろいろな期間があります。そして、実際に汚水を入れまして、そしてそれによって何日か、1週間とかそのぐらい調査いたしまして、それで100ppmを確実に守るということであれば、それで引渡しを受けるという形です。それ以降につきましても、2年間の保証期間がございますので、その間に確実に守ることを確認していきたいというふうに考えてお

ります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

斎藤（博）委員

端的に何点か聞いていきたいと思います。

こども発達支援センターについて

まず最初に、こども発達支援センターについて何点かお尋ねしたいと思います。

4月1日以降の、いわゆる旧さくら学園と新しく設立されますこども発達支援センターのかかわりについてお聞かせください。

（福祉）子育て支援課長

かかわりについてということなのですが、形式的には指定管理者制度の中で、今の運営をさくら学園にお願いをするという形になります。それから、内容的には、さくら学園、それから7月開設予定のこども発達支援センター、児童福祉法上の位置づけは違いますが、双方とも乳幼児の療育指導を行っていく、ある意味では、小樽市ではそれぞれ二つの機関という形になると思います。そういった意味では、それぞれ保護者の方がどういった療育指導を望んでいるのか、あるいはさくら学園ではどういうサービスができるのか、支援センターではどういうサービスを提供できるのかという、その辺を三者と申しますか、それぞれニーズ等体制の中でじゅうぶん話をしながら、それぞれの持っていく役割をそれぞれが行っていくという形になろうかというふうに思っております。ただ、そういう意味では、単に指定管理者と小樽市という関係ではなくて、従前から乳幼児を対象とした療育の在り方についての検討を行う早期療育指導委員会という機関を設けております。そういった中にも、新さくら学園の管理者も入っていただくというようなことを検討して、その連携については強めていきたいというふうに考えております。

斎藤（博）委員

今後、組織的なかかわりみたいな部分というのを、どういうふうに考えていくのか。職員間で例えば共同で研修をやるとか、相互の職員がそれぞれ入っていくとか、そういった考えはどうでしょうか。

（福祉）子育て支援課長

研修等については、いろいろな機関で主催するものがございます。これは、現状でも、私どもの保健所にさくら学園の職員も行く、あるいは支援室の職員が参加をするというようなものもございます。ただ、組織的、機構的というふうにはいいますと、あくまで市の一部という形にはもちろんなりませんし、全く同じ場所でいつも仕事をするという形にもなりませんので、構造的には、先ほど申し上げました早期療育指導委員会、そういった中で双方の、小樽の中での乳幼児の療育機関としての連携、それから子ども相談室等の事業も行っておりますので、そういった中に、従来ですと児童相談所や保健所の職員も含めてやっておりますが、新さくら学園といいますが、委託後のさくらの職員もそういった中に入っていて、連携をとっていくという、そういったような形になろうかと思っております。

斎藤（博）委員

次に、今回、新しくセンターの分室というものを置くことになったわけですけれども、この分室の役割、それから、旧東山中学校につくろうとする本体との関係上、どういう管理なり運営をされていかれるのか、そのことについて教えてください。

（福祉）子育て支援課長

まず、体制の形ですが、今回のこども発達支援センター条例の中にも記載をしておりますとおり、センターそれからセンター分室と、両方ともそれぞれのデイサービス事業を行う施設という位置づけにしております。ただ、機

構上は、福祉部が所管するセンターという、そういった大きなくくりの中での業務になるかというふうを考えております。具体的には、その利用者の要望といいますか、希望に応じてセンターもしくは分室の選択をするという形になっておりますけれども、実態的には、施設規模、施設の状況から見まして、分室の方では主に言語指導が中心になるだろうというふうを考えております。

齋藤（博）委員

この項の最後ですけれども、今回、センターの設立に向けては、例えば専門職、新しい職員の人員配置等いろいろな問題が指摘されて、今後の課題というふうになっているわけなのですが、この辺についての、今回7月1日に立ち上がるわけですけれども、今後の課題について、どういうふうに認識されているか、教えてください。

（福祉）子育て支援課長

前の委員会でも若干答弁させていただきましたが、7月1日のスタート段階では、現行、市で持っている専門職といいますか、児童指導員、言語指導員、理学療法士、保育士という、そういった形でセンターのスタートをしていきたいというふうを考えております。ただ、この間の保護者説明会あるいはさまざまな話合いの中で、心理判定員の課題ですとか、作業療法士ですとか、そういった専門職等の要望も保護者の中にあるのは事実であります。市といたしましては、私ども福祉部だけではなくて、保健所の機能、そういった部分も含めて、どういったスタッフが必要なのか、配置可能なのか、検討していかなければならないというふうを考えております。

齋藤（博）委員

保健所の役割を含めて、改めて議論させていただきたいと、そのように考えております。

廃プラスチックの処理について

次に、環境部にお聞きします。

まず最初に、廃プラスチックの処理の問題について、お聞かせください。

今回、代表質問か一般質問でも議論があったところでもありますが、環境省が廃プラスチックの処理について、焼却処分ということについて考え方を示しているわけなのですが、環境省のねらいといいますか、何を考えているのかということについて、まずお聞きしたいと思います。

（環境）廃棄物対策課長

環境省の今回の要請についてなのですが、現在の情報としては、国から何も連絡がない中、新聞情報の中でお話しさせていただきますけれども、4点ほど理由があるかと思えます。一つ目はかつて廃プラスチックを燃やすことが焼却炉の故障原因になるとされていた。最近では、性能がかなりよくなって、そういうことがなくなってきたということ。それから、二つ目なのですが、廃プラスチック燃焼で生じた熱の余熱利用が進んできている。これが二つ目です。それから三つ目が、プラスチック、その自治体によって違うのですが、埋め立てしているところもかなりあります。そうなりますと、埋立処分場が長い間使えなくなるといいますか、埋立処分場の不足が起きてくるということもあります。4点目、最後なのですが、ダイオキシンの規制がありまして、そのような対策も相当講じられてきているということで、以上の理由から、環境省では廃プラスチックを自治体では燃えるごみという扱いとする要請をするという考えであります。

齋藤（博）委員

今の環境省の考え方ということについて、現時点では小樽市の方でどのように考えているかをお聞かせください。

（環境）廃棄物対策課長

小樽市の考えについてであります。一般質問の新谷議員への答弁の中でも市長が話しておりますけれども、この中では、本市においては、焼却施設を建設する際に、地元町会といろいろな協議をしていました。その中で、ダイオキシンについては、燃やすと環境上よくないということで、燃やさないごみとしてほしいという要請がありました。そういう中、小樽市としては、プラスチック類については燃やさないごみとする扱いにしております。また、

広域処理の中で焼却施設の計画がありますけれども、その中の施設建設に当たっての基本コンセプト、その中でも廃プラスチックは不燃ごみとするというふうに明記しておりますので、小樽市においては、例えば燃やすごみを入れる袋、ビニールですけれども、プラスチックなのですけれども、このようなごみを入れた袋以外のプラスチックは燃やさないという方針でいきたいと思います。

斎藤（博）委員

現状でもこの廃プラスチックというのは、補助燃料として広範囲に使われているというのが実態としてあるわけなのです。これを砕いて燃やすと、しけたごみとか、生ごみを燃やして温度が下がったときに、この廃プラスチックをまぜることによって、逆に燃焼温度を一定に保つための、いわゆる補助燃料として使われているという実態があって、一部ではもう取り合いになっているという話があるぐらいなのですが、そういったことを含めて、小樽の新しい焼却場では、補助燃料としても使わないという考え方に立っているという理解でよろしいのでしょうか。

（環境）五十嵐主幹

結論から言いますと、そのとおりでございます。内容的に言いますと、低湿ごみの場合でも、ピットの中でクレーンでかくはんや乾燥工程を長く保つ、そういう操作をすることによって、補助燃料なしでの対応は可能だと、そういうふうに努めるということでございます。それから、補助燃料は、主に焼却炉の火をつける立ち上げといいいますか、それから立ち去りという、消すときもあるのですけれども、それからまた、溶融炉の2次燃料に用いる部分であるものなので、廃プラスチックの焼却とは直接結びつかないということです。そういうことから、焼却炉の立ち上げの場合は、要するに油を使わなければならないということで、廃プラスチックは基本的には使わないということです。

斎藤（博）委員

また、この部分については、改めてお聞きしたいと思います。

ごみの冬期収集困難地域の対策について

次に、有料化に関して何点かお聞きしたいと思います。

有料化に向けて、いろいろな改善策を考えているというようなことも示されておりますが、そのことで何点かお聞きしたいと思います。

まず最初に、冬期収集困難地域の対策の部分でありますけれども、現時点で困難地域というふうに言われている路線数、それからステーションの数、そしてそこに住んでいる世帯数、わかっていたら教えてください。

（環境）工藤副参事

冬期困難地区の細かい部分の路線数、細かいものが現在60か所、ステーションの数でありますけれども136か所、それと山間部が多いですから、個別で出されているところがありますので、136プラスその他の部分だということでございます。世帯数につきましては、約2,000世帯ぐらいが対象になると。切れ目と申しますか、右ですか、左ですか、それは1軒ずつ確認していませんけれども、図面上では約2,000世帯ということでございます。

斎藤（博）委員

今回、この資料の中で、基本的な考え方で対策を練っていきたいというふうに書いてあるわけなのですが、基本的には、今、路線数で60か所ぐらい、136プラスアルファぐらいのステーションになってところすべてを対象にして、改善していくと、こういう考え方に立っているということですか。

（環境）工藤副参事

50か所か60か所ありますので、一応対象と申しますけれども、中にはやはり地理的条件と申しますか、作業の安全性、これが一番大事だと思っておりますので、地理的条件の中に、冬はこの程度は近いから逆に収集車、トラックで入ってきて、路面をわだちにされるのが嫌であると。出勤途中で自分たちでやるから、逆に来ないでくれというような箇所もありますので、今後そういう状況をじゅうぶん見ながら、60か所全部当たりまして、その地域地域でど

のような方法がいいのか、それを確認しながら順次進めていきたいと、このように思います。

斎藤（博）委員

一方、これも今後の議論だと思うのですが、冬期収集困難地域だということで仮にいろいろやったけれども、難しいようなところに住んでいる方についても、有料化というのがかかってくるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（環境）工藤副参事

困難地区でありましても、有料化になれば同一の手数料というふうに考えております。

斎藤（博）委員

有料のごみ袋について

次に、有料化の際に使われるごみ袋について、何点かお尋ねしたいと思います。

まず最初に、燃やすごみ、燃やさないごみというふうに分けるわけなのですが、袋はリットルで構成されているわけなのですが、まずこの燃やすごみというのを、だいたい1リットルというふうに考えたとき、どのぐらいの重さになっていくのか。それから、燃やさないごみというのは、1リットル、もっといったら20リットルでもいいのですが、20リットルの袋なりを使った場合に、重さとしてどのぐらいになるのか、お尋ねします。

（環境）間淵主幹

最初に、燃やすごみ、燃やさないごみ、1リットルの重さでございますけれども、函館市を参考に算出したしますと、本市においては、燃やすごみ、燃やさないごみ、ともに1リットル当たり180グラム前後ということで考えております。なぜ同じグラムになるかといいますと、燃やさないごみは本来軽いものですが、プラスチック製容器包装を、このたび資源物で除くことと、それから今度は燃やすごみから紙を同じく資源物として除いた場合に、残ったごみというのは大きな差異が出ないということで、ともに1リットル当たり180グラムということで考えております。それから、あとは袋が20リットルということであれば、1リットル180グラムですから、3キログラムから4キログラムの間で20リットルという部分が考えられます。

斎藤（博）委員

次に、ごみ袋は5種類だというふうに考え方が示されているわけなのですが、どうしてなのかなというふうに思っているわけなのですが、小樽の平均的な家庭、いろいろなパターンがあるとは思いますが、出されている今のごみの量といいますか、重さといいますか、それを例えば、おっしゃるように分別なりが行われたというふうに設定したときに、平均的な世帯で1回に出されてくるごみの量というのは、何リットル、もしくは何グラムぐらいなのか。それで、あと老人世帯の場合は1回につきどのぐらいになるのか、教えてください。

（環境）間淵主幹

平均世帯、最初に2人世帯でありますけれども、だいたい3キログラムから4キログラムのごみとなるものと考えております。ですから、先ほどの計算で行きますと、20リットルの袋でじゅうぶんかと。次に、4人世帯で考えますと、6キログラムから7キログラムで済むものと考えております。そうしますと、30リットルから40リットル、その間で袋としては済むのではないかと思います。

老人世帯であります。老人世帯でいきますと、1人世帯ということを考えますと、1キログラムから2キログラムと考えております。ですから、5リットル袋から10リットル袋、それから老人世帯でも夫婦であります。2人世帯では2キログラムから4キログラムということで、10リットルから20リットルぐらいの袋でいいのではないかと考えております。

斎藤（博）委員

そういった中で、先ほど来、函館市の話も出されているわけなのですが、それぞれのごみ袋、年間どのぐ

らの需要があるというふうに計算されていますか。

(環境) 間淵主幹

可燃、不燃合わせたごみ袋としては800万枚前後で見えています。

斎藤(博)委員

それぞれの大きさでは、とっていませんか。

(環境) 間淵主幹

函館市も同じ5袋でありますから、函館市が平均的、それぞれ現実に平成14年度で使いましたそれぞれの枚数というのを5リットルで何枚使ったか、それから10リットルで何枚使ったかということの比率を使いまして私どもの方で出しておりますけれども、先ほど言いましたとおり、小樽市は小樽市の世帯構成がありますので、それらを参考にしてお出したものはございます。

細かに言います。それでは、可燃の部門からいきますと、5リットルで10パーセント、10リットルで25パーセント、20リットルで30パーセント、30リットルで25パーセント、40リットルで10パーセントで、100パーセント705万枚を見てください。不燃は、5リットルで15パーセント、10リットルで25パーセント、20リットルで25パーセント、30リットルで25パーセント、40リットルで10パーセントで、100パーセント171万枚ほどの枚数を考えてございます。

斎藤(博)委員

環境美化協力員制度について

次に、今回出されてきている環境美化協力員制度について、お尋ねしたいと思うのです。

今回、考えられているこの制度の役割について、まず伺います。

(環境) 工藤副参事

今、私どもが予定して考えていることは、こういうごみの中から資源となるものを資源物ということになりますと、この分別が多種多様になってきます。そういうことで、現在、週に3回又は資源物を入れて週に4回程度の収集が、週に4回ないしは週に5回というふうに、収集回数が増えます。それに伴って、いろいろな指導とありますが、教えてあげるといふ、逆に、指導という言葉は私どもも使っていますけれども、今日はこういう資源物の日ですから、これは勘違いではないですかと。どちらかという、当面2年ないし3年は、そういう意味で混乱を招かないように、近所の方々に教えてあげてほしい、町内の方々に教えてほしい、こういうことが主なねらいとありますが、主としているところございまして、よく言う、市が行っている排出の指導とありますが、ごみの袋の中身を調べるとか、また、自宅へ行ってこうこうで違いますからとかと、そういうようなことはお願いをしないので、あくまでもPRを重点とする。そういう現実的な排出の不適當とありますが、そういう方々については、市の指導員を増やしますので、そちらの方で対応していくということでございます。

斎藤(博)委員

この環境美化協力員制度をこれからお願いするというふうになっているわけなのですが、今、おっしゃっているところからすると、それなりに地域を持つなり、そんな遠いところまで行くという話にはならないというふうに思うわけなのですが、今の役割で市内で何人ぐらいの方を予定しているのかということ。また、ほぼボランティアだろと思うのですが、どういう形でお願いするのか。そうした場合に、一人の協力員の方が、例えばどのぐらいのエリア、例えばステーションの半分を持つのか、そういったあたりについての考えがあったらお聞かせください。

(環境) 工藤副参事

現在、市内に町内会が150ちょっとぐらいというふうにお聞きしております。それで、私どもだいたい300人程度を考えております。したがって、世帯数に応じまして、1町会、1名から3名、平均2名ぐらいというふう

考えておりますけれども、これにつきましても、今後、各町内会の懇談会等を進めていきますので、この中で果たしてこれでいいのかどうかということも、細かく詰めていきたいと思っております。だいたい市内に3,000近くのスーション等がありますけれども、マンションだとか、市営住宅、道営住宅、これについては専用のスーションでありますので、はっきりこれらについては、だれがどのような排出方法をしたかわかるわけでして、これらを外しますと、だいたいこの程度かなという感じでやっていますけれども、いずれにしても、今後、町内会でもこの部分については詰めていきたいというふうに思っております。

斎藤（博）委員

制度なり役割については、否定するつもりはないわけなのですが、一つはこれは有料化に伴うサービスの向上なのかということ、必ずしもそうではないのではないのかなと。市民の皆さんが分別なり、リサイクルに参加する形をいろいろこれから考えていかなければならないわけですから、有料化しようがしまいが、今おっしゃっているような役割の方は必要だというふうに私は思います。ただ、いずれにしても、ごみというのは、けっこうシビアな言われ方をする課題でして、町内に2人の方がいて、物すごく屈強な若者でも指名すればいいのですけれども、なかなかそうでない中で、おっしゃるような役割が果たしてどうなのかなという疑問がありますので、もう少し検討してもらいたいと思います。これはそこで終わります。

スーションでの不法投棄対策について

次に、不法投棄対策について、お尋ねしたいと思います。今回は、いわゆるスーションでの不法投棄について、お尋ねしたいと思います。

現在、スーション方式の中で不法投棄といいますが、不適切といいますが、誤解とか、ずばらとかいろいろな理由はあるでしょうけれども、そういういろいろなごみが出されているわけです。現在の処理の仕方について、まずお聞かせください。

（環境）工藤副参事

分別の著しく悪いものといいますが、それにつきましては収集しません。それは、シールにそれぞれ理由の欄がありますので、それをチェックしていくと。事業系のごみがまざっている、又は分別していませんということで、スーションに残していくということでもあります。このスーションに残してきたものについては、できれば1週間、ただしこのスーションの前の方々の迷惑、その他がありまして、即その日に対処しなければならないごみもありますけれども、私どもの方としましては、スーションの方に迷惑がかからないのであれば、だいたい1週間程度置く。また、それらを順次調べて、わかればその日のうちに本人のところに行って、こうこうですからということで対応しています。だいたい、そんなようなものを基本としております。

斎藤（博）委員

質問が重なるのですけれども、今、シールを張られて残されていますよね。何日間かたつと、消えているわけでして、毎日スーションの前に立っているわけでもないのに、どうしたのかなというふうに思うわけなのですけれども、シールを張っていくというのは、それぞれ収集の方が目で判断して張っておくわけですよね。それが、大ざっぱでもいいのですけれども、市民の方が、要するに出された方が気づかれて回収されていく割合と、今、副参事がおっしゃったような、やはり置きっ放しにしておくとか、いろいろな関係の中でやむをえずといいますが、残念ながら市の方が何らかの手だてをしているという割合というのは、どのぐらいなのか。

（環境）工藤副参事

細かくその辺情報を収集していないので、今、定かではありませんけれども、せいぜい引っ込めるといいますが、私の受けた報告、知っている範囲では、1割程度かなという感じをしております。

斎藤（博）委員

そうなのだろうなというふうに思うわけでして、誤って出すとか、行き違いがあって出すというふうに、なかなか

か私は理解できないのです。シールでは事業系のごみが混入しておりますということが書いてありますけれども、普通の人が家の前に出すごみで、事業系のごみが入っているとされても、わかるのか。分別されていませんというのはわかると思うのです。そういった意味で、それがわからないで出してしまえば、自分のところのごみが持っていかれないということについては、極めて理解が乏しい。もっと言うてしまうと、やり得みたいな部分があるのではないかなというふうに心配するわけで、先ほども触れているわけなのですが、例えば函館市などの場合ですと、そういういわゆる不適切なごみを出す方といいますが、そういったごみを持ち帰って広げてみて、出所が確認できるごみについては、その家に戻すと。直接本人に知らせる、そういうことをやっているというふうに聞いているわけなのですけれども、そういったものについて、小樽市はそこまでの90パーセントのその持ち帰った部分について、どういった手だてをとっているか。

(環境)工藤副参事

袋の中身を調べて、わかるものについては、一々全部本人に知らせます。

斎藤(博)委員

それはどのぐらいの割合なのですか。

(環境)工藤副参事

1割程度かなと。10袋あれば、1袋ぐらいかなと思います。これについては、地域に今日は何個あって、何個わかったという、そういう統計をとっていませんけれども、大ざっぱにですけれども、その程度かなと。あとは現実的に、本人の手がかりが一切なしということなものですから、そのステーションの周りの住民の方々へ、分別についてのお願いやら、方法についてのチラシを配布し、気をつけてもらうという方法をとっております。ですから、やむをえなければ、最終的にそういう判断がつかないものにつきまちは、次の収集日に差し支えあれば、またステーションの目の前の方に差し支えあるということで、やむをえず次回には収集してしまうと、こういうことです。

斎藤(博)委員

手がかりがゼロとなれば、どうしようもないということになるわけなのですけれど、有料化になったときの予想されるトラブルの中に、みんな買ったごみ袋を使っているのに、そうでない方がいたときにどうするのだというようなことがよく指摘されています。それで済むならだれも買わなくなるわけですから、そういったことでは、今回有料化の制度を内側から支える意味で、そういうものを使わない人に対する対応というのが、従来に増して非常に強化をしなければならない。かといって、監視カメラをつけるというわけにもいきません。

ただ函館市などの場合ですと、聞くところによると、警察官のOBみたいな方にもお願いして、徹底的にやっているというふうに聞いているわけなものですから、そういったことについて、有料化したときに、法令以外のごみの出し方をするとすることは、だめなのだとすることを徹底すべきなのです。調査なり責任を追及する体制というのを、強化する必要があるのではないかと思うのですが、そのことについての考えをお聞かせください。

(環境)工藤副参事

ですから、その協力員の方にも、そういうことでお願いをしていきますけれども、市の指導體制としましても、少なくとも2年ないし3年は、今の倍以上の人間でもって、指導に当たらなければならないというような考え方をしております。そのような対応をまいります。

斎藤(博)委員

考え方は似ていると思うのですが、私は、協力員の方をお願いしたり、指導するということはいいと思うのですが、摘発していかなければならないものはそうしてもらいたいと思っていますので、検討のほどお願いしたいと思います。

集団資源回収活動について

次に、集団資源回収活動について、お尋ねします。

これについても、資源を有効活用するという意味では、大事な取組になってくるわけなのですけれども、過去5年間の資源回収によって回収された資源と申しますか、そういったものの総トン数、それからそれによって出されたキロ5円の奨励金、それが幾らぐらいになっているのか。それから、主に回収されているのはどのようなものなのか、伺います。

(環境) 廃棄物対策課長

集団資源回収についてのお尋ねでございますけれども、過去5年間の集計は今していないので、年度別に説明する形でよろしいでしょうか。

11年度が合計で3,329トン、12年度3,545トン、13年度3,400トン、14年度3,267トン、一番直近の15年度が3,544トンという状況であります。それから、その回収した量に対しまして、1キログラム当たり現在5円の奨励金を交付しております。この奨励金の交付の総額です。平成11年度1,332万円、12年度1,594万9,000円、13年度1,702万円、14年度1,633万6,000円、15年度では1,771万8,000円という奨励金の交付状況であります。それから資源物の収集、資源対象を収集したものの主な内容ですけれども、紙類が相当占めておりまして、15年度の比較で説明いたしますと、95.5パーセントが紙類で、紙類の収集量は3,385トンという状況で、あとその他がアルミ缶ですとか、瓶、金属類、布類がその他ということになっております。

斎藤(博)委員

この部分については、書き方としては、言葉じりですけれども、今後の資源回収を引き続き支援しますというのは、消極的だなというふうに思ったのですけれども、この辺について、強化するというような書き方ではなくて、大事な施策と申しますか、部分なのですけれども、今回、有料化に伴って幾ばくかのお金が使えるのであれば、そういった資源回収に使っていくということも、大事なことではないかと思うわけなのですが、その辺についてどのようにお考えですか。

(環境) 廃棄物対策課長

集団資源回収に対する支援の関係でありますけれども、実際、市としては、現在考えている中では、いまだ実施していない町会もありますので、そういう町会には集団資源回収に協力して参加してくださいという働きかけ、またあるいは登録して実際に実施してありまして回数が少ないという町会、団体がありますので、そういうところについては、冬でもできますので、そういう要請をするという中で強化を考えております。しかし、今後、これから町会ですとか、事業者、いろいろな団体の中で懇談会を進めていきますけれども、そのご意見、ご要望の中で、単価を上げてくださいますとか、要望がある際には、その旨検討はする考えはあります。

斎藤(博)委員

地域の拡大と回数の拡大だけしか返事してもらえないのかと思いました。町内会の方で要望があれば、検討の余地があるというふうに理解させていただきたいと思えます。

燃やさないごみの処理について

次に、燃やさないごみの処理についてお尋ねしたいと思います。

現時点で、燃やさないごみの収集はどのような状況なのかということで、そういった中にある資源物の扱いはどうなっているのかということについて、お尋ねしたいと思います。

(環境) 工藤副参事

現在、資源物の収集回数と申しますのは、処理業務の関係で決まっておりますので、燃やさないごみの中に入っている資源物については、現在はそのまま埋め立てしております。

斎藤(博)委員

有料化は、年度を切って、今、来年の4月1日ということで議論しているわけなのですけれども、来年という考え方でいうと、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物、ボランティア清掃ごみと分けて収集しますと、そういう形

をとろうとしているわけなのですけれども、そうして新年度以降について、資源物として出された部分について無料で集めてくるわけなのですけれども、これどうするのですか。今のままでいくと、おっしゃるとおりなのですけれども、市民の方には、燃やすごみ、燃えないごみ、資源物というふうに分けて出さないというふうに言うておくわけですから、どうするのかということをお尋ねします。

(環境) 工藤副参事

来年予定されております減量化、有料化に伴っての資源物収集の拡大になりますけれども、この資源物については、市で処理能力がない部分につきましては、民間業者の処理施設を利用して処理いたしますので、資源物で集めたものについては、全部資源物の業者に処理される、こういうことでございますので、一切、資源物で出たものを間違ってもごみとしては処理はしないと、こういう体制でいきたいと思っております。

斎藤(博)委員

資源物収集日の割り振りについて

次に、もう少し資源物についてお尋ねしたいと思いますが、資源物の収集の仕方なのですが、4週間のスパンで考えたときに、資源物の収集ということについて、どのような割り振りにしようとしているのか、まずお聞かせください。

(環境) 廃棄物対策課長

資源物の収集の割り振りの関係についてでありますけれども、最初にペットボトルとトレイなどのその他プラスチックについては、週に1回というふう考えております。あと残りの缶、瓶、紙類、それから蛍光灯、乾電池もありますけれども、あと残りのその他の資源物については、2週間に1回というスパンで収集する予定で考えております。

斎藤(博)委員

ペットボトルが週に1回、その他が2週間に1回で、トレイは別なのですか。

(環境) 廃棄物対策課長

ペットボトルとトレイを含むその他プラスチック、ビニールの袋でありますとか、卵のパック、豆腐のいれ物等が対象となるのですけれども、その他お菓子の袋もありますけれども、ペットボトルとその他の袋が週に1回ということですが。

斎藤(博)委員

その場合、ペットボトルというのは、比較的流れていってもペットボトルの形しているというか、選別しやすいというふうに思うのですけれども、それ以外のときに収集されてくる資源物には、いろいろなものがあるのではないかと思いますけれども、これはどういう形で集まってくるのですか。例えば一つの袋に入ってくるものなのか、どのような形になっているかお知らせください。

(環境) 廃棄物対策課長

廃プラスチック関係の資源物の出し方についてありますけれども、今考えている段階では、ペットボトルで一つ、その他プラスチックで一つということで、別袋で同じ日に出していただくというふう考えております。

それから、収集車両については、パッカー車で収集する予定であります。

斎藤(博)委員

廃プラスチックの日とトレイの日というのは、分けるわけにはいかないのか。簡単な話をしているのですが。

(環境) 廃棄物対策課長

現在、考えている収集地区割、いろいろ検討しているのですけれども、一つの案として今お示ししますけれども、例えば燃えるごみの日、月曜日と木曜日があります。そこはもう固定になります。金曜日は廃プラスチックとペットボトルの日というふう、今考えております。あと残りは、第1週が缶類、その次の週が紙類という形で、交互

にする形で考えておりますので、基本的な考え方の中では、ごみと資源を一緒に出さないということで考えますと、そういう収集日の割り振りがいいのかなというところであります。廃プラスチックとトレーについては、別袋で同じ日に出していただくということで考えております。

斎藤（博）委員

有料化の日程について

最後に今後の日程について、何点かお聞きしたいと思います。

一つは、市民のといいますが、町内会等と話し合いをしていくのだというようなことを考えているわけですが、小樽での議論の中で、先行して行った函館市のパターンというのを、よく使われているわけなのでありますけれども、ご承知だと思いますけれども、函館市の年次計画でいうと、小樽市は3か月ぐらい遅れて今走っているというふうに、私は理解しているのです。函館市も、スケジュールでいうと4月1日から実施したわけですが、今みたいな議論というのは、4月、5月ぐらいには出ているというふうに聞いているわけなものですから、そういった意味では、時間的な部分で小樽は少し短いのではないかなという部分が心配であります。

そういった部分で聞きたいのですけれども、このパンフレットに基づく決定事項を説明するというのは、また後でもできると思うのですけれども、今、先ほど来いろいろの方々から、市民の声を聞くなり、町内会と相談したいという形で、いろいろな話があったと思います。これは、仮に第3回定例会で条例化するということになりまして、7月、8月の2か月間と時間が極めて限られているというふうに思うのです。そういった中で、こういったところと、どのぐらいの数の団体と話し合いをして、第3回定例会までの間にこのたたき台を元に、市民の皆さんの声なり、町内会のご意見を吸い上げたと言えるというふうに考えているかをお聞かせ願います。

（環境）間淵主幹

小樽市の今後の進め方だと思いますが、一つには町内会におきましては、町内会といいますが、連合町会が全部で19連合町会ございますので、その連合町会の中に加盟している町内会ごとに、19になるか、もう少し縮まるかという中で、まずこの連合町会の単位として、町内会との、また市民との懇談会を7月から予定してございます。既に、日程等の調整もしてございますが、この定例会が終わってから、日程等を決めて、ご案内を差し上げたいと思っております。

それから、各種の団体におきましては、リサイクル推進団体との懇談会、それから商店街等の事業者との懇談会、それから福祉関係者との懇談会、それから消費者団体との懇談会など、それぞれ今回示した中での有料化という部分だけでなく、減量化という大きな問題もありますので、その減量化にもご意見をいただかなければならないということでは、多種多様な団体とも懇談会を考えてございます。

斎藤（博）委員

形にはあまりこだわらないのですけれども、いろいろな団体と話をし、これからの有料化についてのやりとりをしていただきたいというふうに思うわけなのですけれども、その結果なり、今日は数とか場所とか、19の連合町会と話をしたりとか、消費者団体だとか福祉団体だとかいろいろなお話をいただいているわけなのですけれども、具体的な名前を聞いていませんから、これは決まった時点でこういうところと、こういう団体と何月何日に話しましたというような、する予定ですというのをお聞かせいただきたいというふうに思います。それについてどうですか。

（環境）間淵主幹

ただいまの説明会につきましては、いろいろなご意見、どういうご意見が出たかということ踏まえまして、これは各委員の方には報告をしたいと思っております。それからもう一つ、先ほどの説明で、その懇談会ということ以外にも、7月1日号の広報おたるでは、今回の基本的考え方が載りますし、それからまたホームページでも今回の基本的な考え方を掲載してございますので、そういう広報、ホームページを通してのご意見をとり、そういう流れ

にもなってございます。

斎藤（博）委員

そうしたら、今、お話しただいたいろいろな角度での話合いの結果については、条例案の第3回定例会の前に何らかの形で報告していただくと、そういうふうに理解してよろしいですね。

（環境）間瀬主幹

懇談会の意見等を踏まえまして、その次の条例案に入るわけですから、その間には示してまいりたいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブに移します。

-----  
大島委員

環境部にまずお尋ねいたします。

桃内、伍助沢の両処分場の廃車について

去る6月1日に日程を調整しまして、桃内の処分場、そして伍助沢の処分場、この2か所を視察してまいりました。このときに、両施設にどうも使っていない廃車、これが数台見受けられたのですが、これらはいつから、あのような状況にあるのか、そしてどのような種類の車があったのか。そして、その後、現在どのようになっているのか。まず、この点についてお聞かせください。

（環境）五十嵐主幹

使われていない車ということでございますけれども、旧廃棄物処理場に6台の車がございました。その車がいつからそのような状況かということなのですが、ちょっと定かでない部分もありますので、動けない状態で6台あったと。それにつきましては、6月8日にすべて、いわゆるリサイクルといいますが、そういうところに処分といいますが、引き取っていただきました。

それから、桃内の処分場、これはトラック2台とパトロール車というのかライトバン1台でございまして、トラックにつきましては、当初、移動用の伍助沢のコンパクターといいまして、ごみを圧縮するときに使っていたもので、それは桃内の副道の運搬車両として使用しておりました。ただ、かなり古くなっておりましたので、現在トラック1台はエンジンがかからない状況と、それから1台はかかってもあまり使用状態としてよくないということがありましたので、現在そういう引き取る業者に見積りをさせていただいて、近々にその3台とも処分する予定になっております。

大島委員

6台を処分したということですが、近々に処分する予定の3台については、今、見積りを取り寄せている最中だということでございますけれども、6台についての処分料というのは、どのくらいかかるのですか。

（環境）五十嵐主幹

過去におきましては1台幾らという処分料金が取られていたのですが、今回に当たりましては、中国の影響もあるかどうか、1台1,000円で売却したということです。

大島委員

まず、私の感想を述べさせていただければ、今これだけ市民に対して、不法投棄、リサイクルの問題、分別の問題、いろいろなことで市民には負担を、あるいはまた指導をお願いしております。伍助沢といえども、桃内といえども、確かに最終処分場でございますが、敷地内で市みずから、行政みずから、あのような状態というのは、問題がないのですか。この点についてどうですか。

環境部長

雪解け後に、石狩湾新港地域の不法投棄されたバッテリーなども含めまして、その捨てた場所を、いわゆる伍助

沢の処分場だとか市の敷地内ですが、私も実は見に行ったわけなのです。その際に、私も実はこの車が過去数年の間放置されているということを見まして、現地の状況というのは非常に雑然としている。今、大畠委員がおっしゃいましたように、今、これだけ非常に難しい時代だと。環境部としてきちんとやっていたいかなければならないと。私ども環境部として、いったい何をやったらいいか。とにかくこれはもう一刻も早く、きちんとした形で処分すべきではないかと。そういったことを私どもも指示をいたしまして、即刻対応したところでございます。今後とも施設管理につきましては、従来のそういうものに流されることなく、適切に対応していかなければならないと、こう私どもは認識しているところであります。

大畠委員

6台の車ということで、どういう状況にあるかといえば、交通記念館に持っていったら、喜ぶような年代物です。しかも、環境部で使っていた車ではないですか。ボンネット型の収集車。何年代ですか、あれは。しかも、課長と同行でしたから、伍助沢の水の池の方まで行きました。そうしたら、その道路から外れて、その池の少し手前の草むらの中に、かつて使っていたパンが放置されているではないですか。あれは、山間部に車を捨てているのと同じですよ。それから、今、バッテリーの問題、話をしました。銭函地区から集めたと。集めたのはいつですか。集めたのは我々ですよ。浜辺と海をきれいにする会ですよ。おととですよ。新光町の町内会でひとつきに収集される量のごみではなかったですか。これは大変な量でした。もちろん分別して出しました。それを今6月8日に処分したということになれば、これは民間のことなんて言えないですよ、部長。と私は思って帰ってきました。

いずれにしても、市民には常に強く要請していながら、それをつかさどるそのトップが、施設がそういう状況であることについて、私はたいへん残念に思っていました。しかも、伍助沢については、昭和54年に、汚水処理も2種類の水を流して、地域住民には大変な問題が起きて補償費を払った経緯があるわけでしょう。そういう経緯がございまして、地域の方も大丈夫なのかというふうに非常に心配をしていた経緯がございまして、お願いをして施設を見てきたわけでございます。

そしてまた、桃内の汚水処理場の施設については、たいへん行き届いた中で、本当にスリッパなんて要らない、そういう中で、これはもう桃内については心配ないなど、このようにきれいな環境の中で処理をされて管理をしてくれているのであれば心配ないなどということで、委託業者に今後とも管理の方をよろしくお願いしますということ帰ってきました。これは本当に問題はない。たいへん安心をしました。

伍助沢の水処理の現況について

お尋ねしますが、先ほど、北野委員からも、たしか汚水処理の問題、いつまでやるのだというような質問が出ておりましたけれども、伍助沢の水処理場の状況はどのようになっているか、具体的にお聞かせくださいませか。

(環境)五十嵐主幹

現在、あそこは平成13年の3月に埋立処分を終わらせて、水処理は継続して、現在も当然途切れなくやっております。それで、いつまでかという部分については、先ほど説明したとおり、出てくる水が要するに処理しなくてもいい状態になるまで、ずっとやっていくという考えでございます。

環境部長

いつまで管理をするのかということでございますけれども、私どもとしては、今、大畠委員がおっしゃいましたように、やはり伍助沢とは友好的信頼関係を維持していかなければならないと。施設の管理運営というのはたいへんな部分でありますけれども、これについては私どもも相当な決意を持って、汚水処理についても取り組んでいかなければならないというふうに考えます。ただ、これについて、では、何年までなのということについては、今はまだ私として具体的には申し上げられませんが、恐らくこの数値が安定していくのは、まだ10年とか20年とかの長いスパンの歳月がかかるのではないかと考えております。そういった意味では、今、私が言ったことも、例えば人がかわってまた、忘れられていくなことになりかねませんので、先ほどご指摘がありましたように、

この問題というのは、管理の在り方についてずっと整理をしながら、対応していかなければならないというふうに考えます。

大島委員

現地の説明では、午前中1回、検査機器の見回りに来ているという説明を受けました。桃内と委託契約をしております樽栄環境整備が来ているのだと思いますけれども、あそこの今の水処理の機器が入っている建物そのものは、今、小樽市環境部の位置づけというのは、どういうふうになっていますか。また、全体の管理はどうなっているのか、お聞かせください。

(環境)五十嵐主幹

伍助沢の水処理施設でございますが、小樽市の施設でございます。その運転管理、維持管理について、樽栄環境整備に委託をしているということになっています。

大島委員

先ほど、前段で桃内の水処理施設の整理整頓、清掃、たいへんよろしいということで安心したわけですが、反対にここは何ですか、あれは。部長はじめ、環境部の皆さん、今日でもいいです、明日でもいいです、あの建物の中を見てくださいよ。あまりにもひどいではないですか。廃屋でしょう、あれは。それで、午前中、毎日1回樽栄環境整備の職員が機器の整備を見に来ていると思うのですけれども、あの建物に入り、鉄のはしごがあるでしょう。あれだって穴が開いているではないですか。危ないですよ。朽ち果て放題です。とにかく見てもらわなかったら、部長、話にならない。そして、感想を聞かせてください。それで、整理整頓されたら、今、環境部が市民に対していろいろ説明して求めていることについては、私は納得します。そうでなければ納得できませんよ、部長。施設を見に行き、感想を聞かせてくれますか。

環境部長

私は残念ながら、ここ数年、現地は見えていないので、今のご指摘に正直驚いております。ですから、私も現地を見まして、きちんとした対応策も考えながら対応していきたいと思っております。

大島委員

先ほど話したように、もし樽栄環境整備が管理契約を結んでいるというのであれば、これはやりなおしさせてください。そうしなければ、納得はできません。

ごみ飛散防止ネットについて

そしてまた、もう一点、今あそこはもう13年度でごみを投げていないということで、かなり草木が生えおあって、ごみなども表に出ているものはございませんけれども、10数年前だと、平成五、六年だと思いますけれども、地域からのごみ飛散防止ということで、ネットを張りました。けっこうな額の予算で設置したのですけれども、ここにまだ飛散防止の施設が必要なのですか。この点について。

(環境)五十嵐主幹

高さ約13メートル、延長500メートルほどで、環状線に向いた方向に建っております。現在、飛散するようなごみも埋めてございませんので、必要はございません。

大島委員

あれは、あのまま、設置したままにしておくつもりですか。

(環境)五十嵐主幹

だいたい平成元年か、二、三年ごろにやったものでございますけれども、コンクリートの電柱に、いわゆる魚網みたいな網をかけておまして、かなり風雪で破れてきたりしておりますので、あのままでは状態も悪いので、網の撤去等について検討したいというふうに思っております。

大島委員

それこそ、私は破れているのは、とめていたのが外れたのだと思います。あとは見渡す限りでは穴が開いているようなものはございませんし、それこそ、あれはリサイクルですよ。あれだけの立派なものです。網だってナイロンですから腐るものではございません。これはあなた方が市民に求めているリサイクル、これを、ぜひ行政みずから、行政の施設をやってください。これは、もうぜひお願いしたい。恐らく、呼びかけをしたら、関係者は喜んで応じるのではないですか。それはもう、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがですか。

(環境)五十嵐主幹

6月1日に委員もごらんになったと思いますけれども、私も毎日とは言わないのですけども、この間見に行ってきました。平成元年当時は、確かに見ばえはいいのですけども、何年もやっているものですから、ただ、これがリサイクルできるものなのかどうか、私ではちょっと判断できませんので、このあたりを検討してみたいと思います。

大島委員

それこそ市みずから手本を示していただきたいと、そのように思います。

ごみ焼却場の資料について

小樽市のこういうごみ焼却場の問題で、84パーセント以上という財政の負担があるものですから、北しりべし廃棄物処理広域連合の関係ではありますけれども、何点かお聞かせ願います。

今日資料をいただきました。その説明を、簡単でけっこうですから、していただきたいと思います。また、この資料を出していただくに当たっては、これはもう事業を進める中で、数字は動くのだと、そういうことは承知で受けておりますので、この数字はコンクリートではないということはいじゅうぶん承知しておりますので、そのことも含めて説明をお願いしたいと思います。

(環境)管理課長

大島委員がおっしゃったとおり、この資料は今時点の資料でございまして、概数となります。これから内容を精査しまして、それぞれ精査していくという状況になりますのでご了承願います。左側の部分に、それぞれの焼却施設、リサイクルプラザの区分を設けていまして、当初予算額と入札後の比較をそれぞれしているということでございます。一つ目ですけども、施設整備事業といたしまして、焼却施設、当初は建設工事費と施設管理費を合わせた数字でございまして、96億8,868万円ということで当初考えてございましたけれども、リサイクルプラザについては36億8,621万4,000円という部分で、総合計で133億7,489万4,000円ということで、当初考えてございます。それに対しまして、5月13日の入札によりまして仮契約したのんですけども、これらの入札の金額といたしましては、焼却施設としてのオールトータルでありますけれども、49億3,568万3,000円、リサイクルプラザについては21億2,081万7,000円で、附属工事費が2億5,000万円、オールトータルで、当初133億7,000万円だったものが、入札後につきましては73億650万円ということで、当初比較が右に書いてございますけれども、60億6,839万4,000円が減ったということです。その次については、財源内訳、それぞれの国庫補助と地方債並びに一般財源等を、ここに記載してございます。ちなみに、その下の内訳としまして、一番最後の方に、一般財源負担内訳というところに書いてございますけれども、この部分につきましては、当初予算額が、ごみ焼却施設については9億4,653万4,000円で、リサイクルプラザについては2億8,587万4,000円、合わせて12億3,240万8,000円という当初で考えていたのんですけども、入札後につきましては、これに56パーセント程度のごみ焼却施設であれば4億8,251万2,000円、リサイクルプラザについては1億6,477万8,000円と、附属工事費が5,270万円、オールトータルの6億9,999万円になったところとございまして、当初比較につきましては、5億3,241万8,000円の減額になるだろうというふうに推計されている部分でございまして。

大島委員

北しりべし廃棄物処理広域連合議会でも問題になりましたけれども、当初予算、これは過大ではないのかという

ことで、いろいろ議論されました。

それでお尋ねしますが、5月13日、入札が行われました。そのときの入札調書を見ますと、予定価格が表示されております。予定価格が102億4,000万円でございます。そうすると、この資料でいただきました当初予算約133億7,400万円、この数字とずいぶん開きがあります。金額が幾らでこの予定価格については、どのような算出の根拠があるのか、その点について伺います。

環境部長

これについてはこの事業費に対して他都市のいわゆる落札の状況と伺いますが、そういったことを勘案しながら、こういう予定価格をつくったものだ。詳しい内容については、聞いておりませんがそういうふう聞いております。

大島委員

予定価格に対して落札率を下げるというのは、私は、ずっと環境部ばかりではなくて、契約管財課にも入札については予定価格に対して落札率を下げるべきだということで主張をしております。直接は携わっていないということですから、今、他の入札の状況を見てという答弁をされておりましたが、そのことは北しりべし廃棄物処理広域連合の中でもずいぶん論議されたのではないのですか。この価格は過大でないのかと。それで割り返してみました。総事業費に対する予定価格の比率76.56パーセント、金額にして約31億3,400万円の開きがございます。そうすると、これはやはり過大な予算だったのだなと。いや、私が判断するのですよ。しかも、これに対する落札結果が総事業費に対しては49.42パーセント、予定価格と対比すると64.55パーセント。その結果、概算でありますけれども、市の財政の持ち出しがこれだけ少なくなると。私は、これだけの大きな事業の中で、こういう金額の落札については、たいへん喜んで一人でございます。といいますのは、今、これだけ厳しい小樽市財政の中で持ち出しが減ったと。願うことは、でき上がる施設は、これはもうじゅうぶん監視、監督をしていただきたい。これは強く望んでいます。落札価格がこういう金額の中で、本当にできるのだろうかという心配もございます。今、たいへん資材が上がっております。そういう中で、本当に真剣に取り組んでいただかなければ、せっかく皆さん方が、市民や職員が負担をしている、あるいはまた、いろいろな面で財政に協力をしなければならないような状況の中での事業ですから、これはもうじゅうぶん、改めて良質なものができるように注意を払っていただきたいと思っているのですが、いかがですか。

環境部長

まずは、全体的な事業費と落札価格の関係でございますけれども、これについては、この間の議会の中で私も話をさせていただいているので、あえて重複は避けたいと思っておりますが、ただ市長も北しりべし廃棄物処理広域連合議会の中で言いましたように、確かに当初の業者の見積りは何であったのかという思いはございます。ただ、今おっしゃいましたように、これが非常に低い価格で落札できたことにつきましては、業者間できちんとした競争入札がされたものかなと、こういう思いで見えています。ただ、この金額についての問題点という意味で、やはり今おっしゃいましたように、これからつくる施設がこういう金額に左右されるものではなくて、きちんと北しりべし廃棄物処理広域連合の発注仕様書に基づきながら、性能確保や安全性なりというものの、また安全運転・管理、こういったことが適切にできるように、今、業者の方と広域連合の方でいろいろ基本設計や実施設計の打ち合わせを進めるとい形になっております。またその経過につきましては随時報告をと思っておりますので、そういったことで努力したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大島委員

プール熱について

保健所にお尋ねします。

数日前の新聞だったと思いますけれども、プール熱感冒というのですか、

呼び名が病名が正しいものかわかりませんが、プール熱感冒流行の兆しありということで記事が載っていました。まさしく、これから海のシーズンになり、地域によっては、学校においては、学校プールなどもオープンします。そういう中でこの病気というのは、どういう病気なのか、お聞かせください。

保健所長

確かに今年は、いわゆるプール熱というのが、全国でもって、相当早くから出てきています。北海道でも最近、旭川、江別あたりでも多いのですけれども、これはちょっと誤解があると思うのですけれども、プール熱というのは、元来、夏場にプールではやる夏風邪みたいなものをいっています。それは本体はアデノウイルスという夏風邪の一種のウイルスだと思えますけれども、最近はそのアデノウイルスというのが簡単に外来で検出できるようになってきて、すべて外来で熱が出ているような患者は、みんな調べるのです。そうすると、プラスになってくる。ですから、それは正式には咽頭結膜熱というのですけれども、そういった患者は増えてはいるのですけれども、いわゆるプールで集団で発生すると、そういったものは、北海道では出ていません。ですから、我々も今後、夏休み前に、実はプールを開くその時点で、いわゆるアデノウイルス感染症、プール熱、これがもし増えてきそうだったら、それは啓発を含めてですけれども、全国的な報告は咽頭結膜熱（プール熱）と新聞に書いてあるのですけれども、実際は昔からプールで集団発生したときにプール熱と呼んでいるのです。それはあくまでも臨床症状の判断なのですけれども、最近では全部検査するのです。アデノウイルスがプラスになると咽頭結膜熱です。咽頭結膜熱イコール従来からプール熱と呼んでいたのですけれども、やや報道はプール熱であるという雰囲気なのですけれども、全国的にはプール熱が流行というよりも、アデノウイルス感染症という咽頭結膜熱が確かに今年は多いです。

ですから、これはプール熱みたいなそういう集団で発生するような傾向でありましたら、その辺は我々は啓発していきたいと考えております。今のところは、そういった意味では、今日も市内でいろいろ聞いてきたのですけれども、市内ではそういうことが出ていませんし、道内でもけっこう数が多いといったようなことで、保健所に電話が来ましたということで、ただ病院からの報告が多いだけで、今のところ、それほど要注意ではないだろうと思っていますけれども、今後実際の施設で集団発生したという、集団的に出るようでしたら、それはいろいろ啓発していきたいと考えています。

大島委員

過去にO-157の問題がございました。そして、またいろいろ資料を取り寄せてみたら、水質検査にも問題がございました。そういうことで、学校プールにおいては、薬剤師との関係があると思えますけれども、いずれにしましても、こういう兆しがあるということについては、これから7月に入れば授業などでも、あるいはまた夏休み、学校プールなどが開放されれば、利用する機会がありますので、この点についても、じゅうぶん注意を払っていただきたいと、そのようにお願いする次第です。

樽病の旧公宅の土地について

次に、病院にお尋ねいたします。

2年前、病院の公宅の問題を取り上げました。そして解体をし、更地にしたと。そしてまた、このような財政状況の中で、遊休財産の売却という報告も受けておりますが、現在、花園公園にある小樽病院の旧公宅については、どのような状況なのか、ここだけでけっこうでございます。

（樽病）総務課長

小樽病院の花園公宅の現在の状況についてでありますけれども、まだ解体した状態、更地にしたままの状態でございます。

大島委員

解体したのは、たしか一昨年11月だと思います。遊休財産の活用という面から見れば、まだそのままというのはちょっと納得がいかないのですけれども、理由は何かあるのですか。

(樽病)総務課長

まず、確かに委員がおっしゃるように、14年の11月に解体をしてございます。そしてまた15年、年が明けまして、3月にもうひとつ、これも退職ということになりましたので、15年度につきましては、その二つをかかえた状態であったのですが、今年度につきましては、予算措置もいたしてございまして、今後、測量並びに市有財産等評価委員会で評価額の決定等をやってまいりたいというふうに考えておりまして、売却に向けまして、鋭意努力してまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

大島委員

確認しますけれども、今、7月に評価委員会にかけるとのことだったのですね。ちょっと聞き取れなかったのですけれども。

(樽病)総務課長

まだ具体的には依頼してございませんけれども、一応めどとして9月の評価委員会にお願いしたいというふうに考えてございます。

大島委員

評価委員会にかけた後は、どのようになるのですか。

(樽病)総務課長

これは一般競争入札をかけますので、随時、一般市民にも向けて売却をお知らせをしてまいりたいというふうに考えております。

(樽病)事務局長

本年度、予算措置はしたのですが、今、課長が申し上げましたとおり、ひとつきばかり遅れていますけれども、日程は組んでおりまして、9月に市有財産等評価委員会にかけまして、その前に測量をしなければならない部分と、それから不動産鑑定で評価を受けなければならない。これをだいたい7月ぐらいに終わらせたいと思っておりますので、ひとつき余裕を見て9月に評価委員会にかけて、10月にはいわゆる入札行為をして売却まで持っていければいいなというふうに思っておりますけれども、これは入札に応募してくる対象がいればですが、例えば平成10年のときに出なかった事例もあるので、その辺は心配してはおりますけれども、作業的にはそういうふうになっています。

大島委員

いずれにしても、遊休財産の活用ということを行っているわけですから、いっそう努力をして、そういうものがあれば、どんどん市財政のプラスにしていきたいと、そういうふうに思っております。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時23分

再開 午後5時53分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより順次、採決いたします。

まず、陳情第45号について、採決いたします。

採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立少数であります。

よって、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第44号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第33号及び第48号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第12号及び第25号について、採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、請願及び陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。